

河合町議会会議録

令和4年 9月7日 開会

河合町議会

令和4年第3回（9月）河合町議会定例会会議録目次

第 3 号 （9月7日）

○議事日程	1
○本日の会議に付した事件	1
○出席議員	1
○欠席議員	1
○出席説明員	1
○議会事務局出席者	2
○開議の宣告	3
○一般質問	3
常 磐 繁 範	3
杵 本 光 清	22
西 村 潔	31
梅 野 美智代	53
大 西 孝 幸	66
○散会の宣告	68
○署名議員	69

令和 4 年 9 月 7 日（水曜日）

（第 3 号）

令和4年第3回(9月)河合町議会定例会会議録

議事日程(第3号)

令和4年9月7日(水)午前10時00分開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(13名)

1番	森光祐介	2番	常盤繁範
3番	梅野美智代	4番	佐藤利治
5番	中山義英	6番	坂本博道
7番	長谷川伸一	8番	杵本光清
9番	大西孝幸	10番	馬場千恵子
11番	岡田康則	12番	西村 潔
13番	谷本昌弘		

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により出席した者

町長	清原和人	副町長	田中敏彦
教育長	清原正泰	参事	横山泰典
企画部長	森嶋雅也	総務部長	上村卓也
福祉部長	浮島龍幸	環境部長	石田英毅
まちづくり 推進部長	福辻照弘	教育委員会 参事	山本 剛
ファシリテイ マネジメント 推進室次長	中島照仁	総務部次長	小野雄一郎
福祉部次長	小山寿子	政策調整課長	岡田健太郎
安心安全 推進課長	川村大輔	財政課長	新井俊洋

税務課長 松本武彦

まちづくり
推進課長

杵本幸史

教育総務課長 中尾勝人

生涯学習課長

小槻公男

会議に従事した事務局職員

局長心得 高根亜紀

主 事

平井貴之

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（谷本昌弘） おはようございます。

ただいまの出席議員は13名で定足数に達しております。令和4年第3回定例会を再開いたします。

◎一般質問

○議長（谷本昌弘） 本日の日程は一般質問です。

各議員の持ち時間は30分となっております。5分前に声をかけます。その後、30分を過ぎればマイクのスイッチを切らせていただきます。

なお、登壇での質問の際はマスクを外させていただくことがあります。ご了承をお願いします。

本日の質問順番、6番目から10番目の方の質問です。

それでは、質問を始めます。

◇ 常 盤 繁 範

○議長（谷本昌弘） 6番目に、常盤繁範議員、登壇の上、質問願います。

○2番（常盤繁範） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 常盤議員。

（2番 常盤繁範 登壇）

○2番（常盤繁範） 議席番号2番、常盤繁範が一般質問通告書に基づきまして質問をさせていただきます。

今回質問とさせていただくのは1点でございます。質問事項としましては、事業管理についてということで質問をさせていただきます。

では、通告書の内容を読み上げさせていただきます。

町民への行政サービスの提供は、非常に重要な事項であります。特に、事業管理において計画性を持って提供することは基本的な事柄であり、議会基本条例改正によってある程度の事業計画審議が可能となったことは画期的であると考えます。このたびの一般質問では、事業計画の検証の意味で、幼保連携型認定こども園、河合町立かがやきの森こども園事業の財務状況を通じて、計画性の低い事業推進は将来負担比率を圧迫することになることを検証して、今後何をすべきかを町長に問います。

①番、認定こども園開設までかかった費用総額は幾らでしょうか。

②番、うち一般会計決算で準備予算として決算計上されたのは幾らでしょうか。

③番、うち国・県からの助成予算の総額は幾らでしょうか。

④番、うち債券発行した総額は幾らでしょうか。

⑤番、開設された認定こども園は、現在の建物を何年間管理運営するものとして設立されたか。

⑥番、認定こども園の単年度の収入総額と、園児1人当たりの収入平均は幾らでしょうか。

⑦番、認定こども園の単年度の支出総額と、園児1人当たりの支出平均は幾らでしょうか。

⑧番、定員と今年度の利用人数は何名でしょうか。

⑨番、1号、2号、3号園児が定員以上の希望者となった場合または年度中に対象世帯が転入され入園希望された場合の対処はどのように行われているでしょうか。

⑩番、子育て世代の転入を促進する施策として、県立公園隣接、町の総合グラウンド隣接の施設としてスケールメリットを打ち出して税収の確保の一つとして管理運営されている認定こども園について現状をどのように認識しているか。

以上、通告書の内容は以上でございます。

再質問については自席にて行います。

なお、アスタリスクつけているんですけども、開設準備中に将来財務上収支管理するために作られた収支計画書等が存在する場合は、全議員に資料として提出を求めますということで、皆様の席に一部その資料が用意されております。

なお、その内容については以前、全員協議会において出された資料、その抜粋資料だと思われます。併せて参考資料としてご覧ください。

以上でございます。

○福祉部次長（小山寿子） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 小山次長。

○福祉部次長（小山寿子） 認定こども園開設までにかかった費用及び準備予算として1億2,687万4,112円となります。

この建設に関して、国・県からの助成予算はということですが、助成予算のほうはございませんでした。

5番、開設された認定こども園は、現在の建物を何年間管理運営するものとして設立されたかというご質問ですが、メンテナンスや部分的改修を行いながらその中でこの施設が長期にわたり使用できるよう予防保全を経年的に行うとして想定しております。

認定こども園の単年度の収入総額と、園児1人当たりの収入平均ですが、令和3年度では保育料や副食費、預かり保育などの一時保育費、バス利用料、障害児を預かる補助金などとしての収入が3,474万9,301円、園児1人当たりの収入ということで定員で割ると17万4,600円となります。

認定こども園の単年度の支出総額と園児1人当たりの支出平均は幾らかというご質問ですが、人件費も含めての園の支出は2億5,266万8,377円、園児1人当たりになると126万9,690円となります。

定員と今年度の利用人数は何名かというご質問ですが、定員は199名、4月の時点では190名でしたが、8月1日現在197名となっております。

1号、2号、3号園児が定員以上の希望者となった場合または年度中に対象世帯が転入され入園希望された場合の対処はどのように行われているかというご質問ですが、転入で定員以上の入園希望があった場合、1号の方なら直接町外の園にお問合せいただき、2号、3号の場合は担当課から該当の保育所に入所の間合せをしております。入所の時期により2年度に入園調整をさせていただく場合もございます。

以上です。

○財政課長（新井俊洋） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 新井課長。

○財政課長（新井俊洋） 私のほうからは4番目の質問としまして、債券発行した総額は幾らかということについてお答えさせていただきます。

認定こども園の建設におきまして、町債の借入総額は11億7,710万円となっております。また、借入先ごとの内訳としましては、市中銀行が3億5,190万円でその借入期間は20年間、公的資金が8億1,670万円で借入期間は20年間、そして奈良県市町村振興資金が850万円で借

入期間は15年間となっております。

以上です。

○町長（清原和人） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 清原町長。

○町長（清原和人） 最後の質問につきましては、私に対する質問だと思っておりますので、お答えをいたします。ちょうど10番ですね。

子育て世代の転入を促進する施策として、県立公園隣接、町総合グラウンド隣接の施設としてスケールメリットを打ち出して、税収の確保の一つとして管理運営されている認定こども園について現状をどのように認識しているのか、そういうご質問でございます。

園庭の延長上に馬見丘陵公園があり、恵まれたロケーションの中で四季の移ろいを体感でき、多くの子供同士で同じ時間を共有してのびのびとお散歩し、歌を歌い、お絵描きをし、ありのままの健やかな成長の土台となっている園だと思います。また、こども園限定での転入の子供たちや他園から移った子供たちなど保育所時代にはなかったケースが増えております。また、滋賀県大津市で起こりましたお散歩保育での交通事故の心配もない、安心安全なこども園となっております。

ますます今後本格的な人口減少、超高齢社会の進展をはじめとする社会経済情勢の変化に伴い、個人や地域社会が抱える課題が多様化、複雑化していくと見込まれます。全国的に行政の能力だけでこれらの課題にきめ細かく対応することは非常に厳しい状況となっております。河合町も例外ではないと考えております。若い世代と未来のある子供たちに河合町で成長していただき、地域コミュニティの中で活躍していただく力となってほしいと願っております。

以上でございます。

○2番（常盤繁範） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 常盤議員。

○2番（常盤繁範） 通告書に基づくご答弁ありがとうございました。

では、ご答弁いただいた内容、再質問しながら確認していきたいと思うんですが、まず最初にちょっとすみません、小山次長のほうに注文をつけさせていただきたいんですけども、ご答弁いただく際に何番に対して回答という形で申し上げていただくと、非常に私自身も把握がしやすいので、以後それを気をつけていただければと思いますので、それを注文としてまず最初に申し上げておきます。

では、追加質問させていただきたいと思っているんですけども、財務担当のほうに確認したいと思います。

⑦番のところですね。すみません、その前に④番、担当者の方、小山次長にお答えいただきたいんですけども、メンテナンス、部分改修、そういったものを行いながら長期的に使用していきますと。予防保全も図りつつそういう形をしていきますというご答弁の内容だったんですけども、私としましては、これ開設されたという形で文言使わせていただいておりますので、開設の段階で何年間この建物を運営していくんだということを前提として、そういった意味合いとしてどういう、言わば全体を貫く基本的な観点、考え方、言わばコンセプト、そういったものを具体的にいうと基本設計する前に本来熟議する必要があると思うんですよ。そういった形の実事というのがあった上で今の答弁なのか、そこをちょっと確認させてください。

○福祉部次長（小山寿子） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 小山次長。

○福祉部次長（小山寿子） 5番の建物の具体的な年数とお聞きしておりまして、年数のほうが申し上げられていなくて申し訳ございません。

財務省の減価償却資産の耐用年数に係る省令に基づいた耐用年数では、木造24年となっておりますが、耐用年数とは一般的に物の使用開始から使用不能に至るまでの年数であると考えられますが、建物においては使用基準、使用頻度、維持管理の状況、構造や材質、建物の用途などの条件で使用者が使用不能であると判断するまでの期限であり、建物の寿命が確定されているものではございません。耐用年数が経過した建物が使用できなくなるということではありませんので、決めている定期点検や設備更新の予防保全をきちんと行い、長期に使用していくという設定で、根底でお答えさせていただきました。

○2番（常盤繁範） 議長。

○議長（谷本昌弘） 常盤議員。

○2番（常盤繁範） 今のお話は、法定耐用年数ですとか経済的な耐用年数、そういったものを勘案してのもので、施設運営を当然考えていきますよという形の回答であったんですけども、これ借金しているんですよ。債券発行しているんですよ。先ほどお答えいただきました20年と15年、少なくともその20年間は返済に当たる年数がずっとありますから、そこまでは最低限絶対に維持しなければいけないというところを前提として、それ以後何年間流用できるか、運用できるかというところは、事前に基本設計する前からまずコンセプトとして考え

るべきだと思うんですよ。そこの具体的な年数というのは何年で設定されたかというのを確認したくてお伺いしたんですけれども、今のご答弁だとどうもその準備段階ではそういった話というのはあまり出ていなかったような感じはするんですけれども、いかがですか。

○ファシリティマネジメント推進室次長（中島照仁） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 中島室長。

○ファシリティマネジメント推進室次長（中島照仁） すみません、私、認定こども園建設当時担当しておりましたので、私からご答弁させていただいてよろしいでしょうか。

（「どうぞ」と言う者あり）

○ファシリティマネジメント推進室次長（中島照仁） すみません、ありがとうございます。

当時、今小山次長も申しましたとおり耐用年数という一区切りとしてはございます。保育所2園、幼稚園1園を統合して一つの園として町として運営するに当たりまして、当然50年、100年もたせるといったような話ではなくて、この施設を町の一つの宝として今後、永劫未来この施設を管理した上で維持保全していくという観点の下、本設計に取りかかっているところでご理解いただきたいと思います。

○2番（常盤繁範） 議長。

○議長（谷本昌弘） 常盤議員。

○2番（常盤繁範） 理念ですとか、考え方というのはよく分かるんですけれども、私が聞きたいのは準備段階で何年ぐらいを設定してお金を借りるか、建物を造るかというところの話合いはしっかり行われているのかというのを確認させてもらったんですけれども、多分明確な回答は得られないと思います。

これは担当部署の職員さんの裁量といたしますか、権限をはっきり言って外れているところなんですよ。これはトップ判断なんですね。トップとしてどういう形のコンセプトで、どういう建物を建てて、この建物を何年持たせて、そのために幾ら借金をして債券を発行するんだ、それに対して年度ごとに何年返済しなくてはいけないか、そういったところをありていにやはりトップがある程度判断をしてしなければいけない。清原町長は当時町長でいらっしゃるなかったんですけれども、検証の意味で私としては申し上げたいのは、そういった大きな包括的なコンセプトの判断、そういったものもしっかりと熟議をした上で、定めた上で、基本設計を依頼するですとか、そういったプロセスは私としては必要と考えますので申し上げます。

続きまして、ほかの部分について追加質問をさせていただきます。7番の項目です。

認定こども園の単年度の支出総額と園児1人当たりの支出平均、これお答えいただきました。ありがとうございます。私としましては、認定こども園の支出には、施設建設に係る町債返済額も、言わばこれイニシャルコストでかかった分です。それに対して年度ごとに返済しなくてはいけない金額、そういったものもしっかりと収支表としては計上した上で、どれだけの経費がかかって施設が年度ごとに運営されているかというのを把握し続ける必要が私はあると思うんです。

そこでお伺いしたいんですけれども、令和5年度以降の元金の償還額、償還金の金額というのを教えてもらえますでしょうか。具体的に言うと、令和5年まではたしか優遇処置がかかっていて、令和6年度以降金額が変わっていくという形になると思うんですけれども、そこをお答えいただけますでしょうか。お願いします。

○財政課長（新井俊洋） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 新井課長。

○財政課長（新井俊洋） 施設建設に係ります町債の返済額でございますけれども、先ほど議員おっしゃられましたとおり、令和5年までは据置期間というのがございますので償還額が少なかったわけでございますけれども、令和5年度の償還につきましては、まずこの元利償還金のうち約50%は地方交付税として算定されることになっておりますので、残り50%を町負担額とした場合の元利償還金の額、令和5年度は3,220万円、令和6年度は3,520万円、以降令和7年度、8年度と同じ約3,520万円となっております。令和9年度、10年度、11年度と約3,510万円と若干10万円ほど下がっております。令和12年度は約3,500万円ということで利息の分だけ若干下がっていくという形になっております。

○2番（常盤繁範） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 常盤議員。

○2番（常盤繁範） ありがとうございます。

基本的に考え方としては、私今後、認定こども園にかかっている経費は同年度ごとに幾らですかという形で問い合わせをさせていただく際には、この当然のことながらこの元利償還金の部分を含めてできればお答えいただければと思います。これだけの町の予算を使って経費がかかっているんですよというのを把握したいという意味合いで、できればご答弁いただければと思いますので、ご留意いただければと思います。よろしく申し上げます。

続きまして、再質問をさせていただきたい項目としましては、9番の項目です。1号、2号、3号園児が定員以上の希望者となった場合、または年度中に対象世帯が転入され入園希

望された場合の対処はどのように行われているか。

前回の定例議会において梅野議員も同じような、一般質問において問いかけをさせていただいております。その中で、ご答弁の内容というのは理解できました。しかしながら、再質問させていただきたいのは、これ過去に入園希望しているんだけど、ごめんなさい待機してくださいとか、申し訳ございません、この1号認定の例えば場合です。これ多分公立の幼稚園ではないですよ。違うわ、ごめんなさい。2号とかになると公立の幼稚園とかではなく私立の幼稚園とかになるわけですね。1号の場合は直接町外に問い合わせてくださいという答弁でしたので、こういった形でどうしてもそう言わざるを得ない方が町内にいらっしまったかどうか、そこの確認をさせていただきたいんですけれども、いかがですか。

○福祉部次長（小山寿子） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 小山次長。

○福祉部次長（小山寿子） 9番の再質問の1号認定のお子様なりをお断りしたケースはあるかというご質問ですが、今、今年でちょうど3年目に入りましたが、今のところ1号認定のお子様をお断りした事例というのはございません。現在は、河合町のほうに私立の幼稚園のほうはありませんが、近隣には私立の幼稚園も多くありますので、1号認定の保護者の選択の幅はとても広いかと思います。

以上です。

○2番（常盤繁範） 議長。

○議長（谷本昌弘） 常盤議員。

○2番（常盤繁範） 今私が質問させていただいたことと、事前の通告書に基づく質問の内容と、追加質問でお答えいただいた内容というのは、簡単に言葉にすれば子ども・子育て支援法の規定に基づいた、広域の調整をするので、本当に入園希望の方がどこに入園していいかわからなくて困るということで、待機児童というんですか、待機園児というんですか、そういった状況には今制度上なっていませんよというところをご説明いただいたと思うんです。そういう意味合いとしてよろしいんですか。この子ども・子育て支援法の規定に基づく広域調整という形はしっかりとしておりますよということで確認したいんですけれども、いかがですか。

○福祉部次長（小山寿子） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 小山次長。

○福祉部次長（小山寿子） 議員おっしゃるとおり、子ども・子育て支援法の中で教育・保育

認定を受けられたお子様に関しては近隣及び働きやすい、働いている職場の近くの園を紹介する等で調整を行っております。

○2番（常盤繁範） はい。

○議長（谷本昌弘） 常盤議員。

○2番（常盤繁範） では、⑧番の部分に関連することとして、⑨番に併せて再質問させていただきたいんですけども、定員が199名、それに対して8月1日現在で197名、定員としてはあと2名ですね。そういう状況なわけですよ。もうこうなりますと、もうほとんど今後希望される方は年齢によっては、すみません、入れませんと、ほかを当たっていただくことになるんですという形になると思うんですけども、その上でちょっと確認させてください。

常勤換算表に基づく人員配置の基準と、あと保育室の面積基準、これ年齢ごと確認したいんですけども、お答えいただけますでしょうか。

○福祉部次長（小山寿子） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 小山次長。

○福祉部次長（小山寿子） 面積基準ですけども、2歳以下のお子さんは1人当たり3.3平米、3歳以上のお子さんになりますと1人当たり1.98平米の広さが必要となってまいります。こども園の場合、建築のときに定数199でしておりますが120%、239のお子さんが入られても大丈夫なような広さになっております。

以上です。

○2番（常盤繁範） 議長。

○議長（谷本昌弘） 常盤議員。

○2番（常盤繁範） 常勤換算表に基づく、これ介護施設で僕苦労したのでそこら辺のところよく分かっているんですけども、これ児童保育施設でも同じですよ。申請出していると思うんです。ゼロ歳から5歳までそれぞれの人員配置基準ありますよね。これお答えいただけますか。

○福祉部次長（小山寿子） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 小山次長。

○福祉部次長（小山寿子） 定員を1.2倍まで建物的にオーケーとした場合は、ゼロ歳児12名、1歳児24名、2歳児24名、3歳児50名、4歳児65名、5歳児65名の239名になっております。定員199の場合は今の人数というのは、199人掛ける1.2倍の人数になっております。

○2番（常盤繁範） 議長。

- 議長（谷本昌弘） 常盤議員。
- 2番（常盤繁範） これ打合せの段階で、聞くよと僕言っていたと思うんですけども、常勤換算に基づく人員配置基準です。お分かりになりますか。今の答えになっていませんよ。総数ですよ、これ。児童に対して、園児が何名ですと、面積に対してという答えです。私は、園児に当たる職員さんの人員配置基準ですよ。よろしいですか。
- 福祉部次長（小山寿子） はい。
- 議長（谷本昌弘） 小山次長。
- 福祉部次長（小山寿子） 申し訳ございません。配置基準と、ゼロ歳児から子供さん3人に対し保育士1人、1、2歳児は子供6人に対し保育士1人、3歳児に関しましては子供20人に対し保育士1人、4歳以上児は子供30人に対し保育士1人という配置基準がございます。
- 2番（常盤繁範） 議長。
- 議長（谷本昌弘） 常盤議員。
- 2番（常盤繁範） 2歳と5歳が抜けているんですけども、2歳の場合は1歳と同様6人に対して1人と、それと5歳の場合は4歳と同様30人に対して1名の保育士ということでしょうか。
- 議長（谷本昌弘） 小山次長。
- 福祉部次長（小山寿子） すみません。1、2歳児、4歳以上、4歳児、5歳児ということでそのとおりです。
- 2番（常盤繁範） はい、議長。
- 議長（谷本昌弘） 常盤議員。
- 2番（常盤繁範） では、確認したいんですけども、これ面積、容積の部分で、120%のところまでは一応受け入れることができるような形にはなっていると。具体的な数としては239名ですね。これゼロ歳、1歳、2歳、3歳、4歳、5歳の合算の形として239ですよ。先ほどご答弁いただいた12、24、24、50、65、65の合計数としてという形ですよ。
- ではお伺いしますが、1歳で既に24名入っていらっしゃると、園児が。その状態でそこに入りたいたと、1歳児なんですけれどもといった場合は、もう広域調整という形をかけざるを得ないということですか。その部分、例えばですけども、1.2倍以下だと例えば20名ぐらいかな、1歳児が20名ぐらいのところ、そこだけ例えば1.2倍の適用をかけて受け入れることができますという形で受け入れているのか、そうでないのか、ちょっと分かりにくい質問かもしれませんが、現状で定員199名に対して197名になっていますよ。し

かしながら、239名まではしっかりと受け入れていきますよということをおっしゃっているのか、そうでないのかをちょっと確認したいんですよ。よろしくお願いします。

○福祉部次長（小山寿子） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 小山次長。

○福祉部次長（小山寿子） その一人一人の個々のケースを見ている部分もあるかと思いますが、とてもお母さま、保護者の方の状況も勘案したりして、そのときに1名ぐらい、広さ的な部分もありますけれども、国のほうの基準の中にも年度の途中であれば保育所への入所の円滑化ということで通知が来ている部分があって、認可定員から25%まで乗じた場合でもオーケーとするという部分がありまして、もしその個々の状況を勘案して、その保護者の方がどうしても認定こども園のほうで保育をしていく必要があると判断させたら入所のほうを可能とする場合もあるかと思いますが。

○2番（常盤繁範） 議長。

○議長（谷本昌弘） 常盤議員。

○2番（常盤繁範） 私しか今日はちょっと資料を持っていないかもしれないんですけども、全議員宛てにかがやきの森こども園要覧というのを配付していただいております。そちらのほうの学級別園児数というところ、令和4年4月1日現在というところで、2歳児ございます。うさぎ、合計27名、今ご答弁いただいた内容ですと2歳児24名、最大で1.2倍掛けたとしても24名だという形の状況ですね。定員を超過しているという形なんですけれども、これはケース・バイ・ケースの中で受け入れているという形で認識させていただいてよろしいでしょうか。

○福祉部次長（小山寿子） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 小山次長。

○福祉部次長（小山寿子） 他園にはお願いができない、町として受け入れてあげないお子様をケース・バイ・ケースで入れた、入所のほうを許可した人数になっております。

○2番（常盤繁範） 議長。

○議長（谷本昌弘） 常盤議員。

○2番（常盤繁範） 私も過去に今から申し上げるケースがありまして、県庁に呼び出されて、認定を止めますよと、こんなことしていたらあきませんよとたしなめられたことがあるんですけども、あまりにも申請上の定員数を超過する形で保育している状態だと、安全配慮の基準であるわけですよ。そういったものを逸脱していると、これ改善しないといけないんじ

やないんですかと、改善の指導というか、まずかかってくると思うんです。そういったことを危惧しなければいけない状況であるのか、ないのか、この数というのは。最大で24というものに対して27という状況、これ以上増やせない、そういう状況にあるのか。まだまだケース・バイ・ケースで受け入れざるを得ないということも考慮しないといけないという状況なのか、そこを確認させてください。

○福祉部次長（小山寿子） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 小山次長。

○福祉部次長（小山寿子） 部屋の広さ的にはかなり一杯な状態だとは思いますが、1歳というのは発達段階がとても大きくて、歩き始めのお子さん、あとゼロ歳のお子さんとはまた違う発達段階で、2歳にかかるお子さんもいらっしゃるって、でもどうしても保護者の中で受け入れないといけないというのを園の先生と話し合っただ中で決めておりますが、一番にはやはり安全ですので、目の行き届く範囲の最大数になる場合もあるかと思っております。ですので、これ以上出たときには待っていただくことになるかもしれませんが、この数字的には一杯な数字だと思っております。

○2番（常盤繁範） 議長。

○議長（谷本昌弘） 常盤議員。

○2番（常盤繁範） 重箱の隅をつつくような質疑になりまして申し訳ないんですけども、もう1点その件についてお伺いします。

当然のことながら、入園の希望のお子さんがいらっしゃいました。2歳の子ですと。その子が何の病気もない、既往もない、持病もない、かつコミュニケーション能力も取れている、ほかの子とのトラブルもない、ほかの園に行っても何ら問題なく受け入れてくださるだろうという子が、どうしてもかがやきの森こども園、すばらしいロケーションの恵まれた場所だと、そこに入りたいんだと、お願いできませんかという話があったときに、やはり断らざるを得ないんですかね。

○福祉部次長（小山寿子） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 小山次長。

○福祉部次長（小山寿子） そうですね、その子の、今のケースのお子さんだと多分、他園を紹介して、ケース的には紹介して、でもどうしても待ちますと、来年3歳児でクラスが一つ増えるので待ちますと言われたら、またその話合いの中で待っていただくという事例も出てくるかもしれません。ただ、空きが出たりしたらお話、またお声かけますよという個々の窓

口相談はあると思います。

○2番（常盤繁範） 議長。

○議長（谷本昌弘） 常盤議員。

○2番（常盤繁範） 少し論点を変えます。よろしいですかね。

定員がどうしてもどの年齢の子たちももうほぼ超過状態だと、これだけ希望者が来るとは思わなかったとそういう状況で、例えば将来的に増設するですとか、定員を増やすという形のものを行っていく中で、例えばなんですけれども、経費をなるべく抑える形であるために教室を1個か2個増やして、増築して、そこに混在させると。よく田舎の小学校とかでありますやんか。2年生と3年生を同じ教室で教えますとか。そういったことが制度上できるのかどうか確認したいんですけれども、いかがですか。

○ファシリティマネジメント推進室次長（中島照仁） はい。

○議長（谷本昌弘） 中島室長。

○ファシリティマネジメント推進室次長（中島照仁） すみません、失礼します。

今現状、認定こども園が建っております地区が、都市計画公園の区域内というところがございます。当然、調整区域でもありますので、新たに増設する、近隣でその区域内で新たに増設するといった場合、その必要性というところで開発許可が認められるかどうかというところがございます。その辺につきましては、担当と協議しない限りちょっと今お答えするということはできませんので、ご了承いただきたいと思います。

○2番（常盤繁範） 議長。

○議長（谷本昌弘） 常盤議員。

○2番（常盤繁範） ちょっと私ありていに調べてはいるんです。混在する形で2歳児と3歳児と4歳児まとめて同じ部屋の中でというものは、たしか難しいはずなんですよ。

では、考えなくてはいけないこととして、先ほどの中島室長のほうのご答弁ありましたように、都市計画法上、公園上、法律上、そういう申請を出さないといけないと。許可が下りてからじゃないとはっきりしないという形のものプロセスは必要だと思うんですよ。しかしながら、将来的にどうしてもそういったニーズがどんどん増えて、うちで受け入れてあげないと、広域の調整というのはあるけれども、他町に子供がせっかく河合町を選んで来てくれた子が、親御さんたちが、他町に世話してもらうというのは忍びないと。考えなくてはいけないよねという形になったときに、先ほど確認した人員配置の基準ですとか、保育室の面積の基準ですとか、そういったものを基に新たに定員を増やそうと考えると、部屋増やすし

かないんですよ。最低限ゼロ歳児から5歳児までの6つの保育室と、多分それに付随するトイレとかそういったものを新たに増設するか、もしくは新設で造るか、そういった形のものをしていないといけないんですよ。そういう状況にはあるんです、言わばですね。

町長、今の状況どういうふうと考えられますか。お答えください。

○町長（清原和人） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 町長。

○町長（清原和人） 先ほどもお答えしましたけれども、当初、予想より若い世代も入ってきていただいて、いい状況にはなってきていると思います。今議員指摘されましたように状況と、客観的な状況としてちょっと厳しい、もう募集できない部分出てきているかなと思いますので、今ご指摘の点につきましては、担当課というか担当部のほうとしっかり協議して、どのようにしていくか解決方法というか考えてまいりたいと思っております。

以上です。

○2番（常盤繁範） 議長。

○議長（谷本昌弘） 常盤議員。

○2番（常盤繁範） ご答弁いただきましてありがとうございます。

これ簡単に協議してどうにかなるものじゃないんですよ。もっと言えば、コロナの状況でもうかれこれ2年以上コロナの感染拡大の状況で人の流れがどちらかという滞りしているというか止まっている状態、それにもかかわらず、この入居率、利用率というのは非常にすばらしい数字なんですよ。

ところが、残念ながらこれ以上の受入れというのが難しくなってくる可能性があるんですよ。これ何のための施設だったんですかという話なんです。少し飛躍していますが。先ほどご答弁いただいた町長、恵まれたロケーション、のびのび散歩できる、大津市のような事故等も考えられない、安全性が高い、事故の可能性も低い、恵まれたロケーション、場所で、子供がすくすく育ててもらえる素晴らしい環境ですというところが、この定員の基準のせいで、これ以上受入れすることがなかなか難しいという形になっているんです。

これどういうことかと申しますと、計画段階でしっかりとコンセプト定めていないからなんです。準備段階で設計図面を引く前に、将来的にどのぐらいの園児がうちに来てくれれば、入ってくればいいかな、それに対して子育て世代の方々がどのぐらい流入してくればいいのか、それがどういうふうな税収の確保になるだろうか、そういった形の計画の一番最初の、一丁目一番地のところのコンセプトの部分がはっきりしていないからこんな感じに

なるんですよ。せっかくいい施設造っているのにもう定員に近づいちゃっているわけですよ。
この状況どう考えますか。改めて質問します。

○町長（清原和人） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 清原町長。

○町長（清原和人） この施設を造るかどうか、私、議員時代でございました。状況につきましては、当時の河合幼稚園なり西穴閣保育所、何回か足を運びました。そのとき感じましたのは、西穴閣保育所ではもう老朽化していて、屋根の板でしたっけ、それがもう落ちてくるので下を歩いている保育所の先生、それから子供たちも危険だということで、本当に緊急性を要するというのを聞いておりました。

また、河合幼稚園におきましては雨漏りがとてもひどくて、雨の日の子供たちの活動が制約される、そういうようなことも聞きまして、議員の立場として子供たちのというか、保育、教育環境を何とかしたいという思いで、私は賛成の立場で動きました。

その中で、今議員指摘されたようなこと、ちゃんとできているのかなという思いでおりましたけれども、今ご指摘あったように当時のというか、幼稚園とか保育所のそういう園児の数の動向が少し甘かった部分があるかなと思っております。計画にのっとって数は出していたんだと思うんですけども、今の時点になっては少し厳しい状況かなということは私も認識しておりますので、先ほど指摘ありましたように対処方法を、すぐにはちょっとできないかも分からない部分も、先ほどご指摘していただきましたけれども、ちょっと前を向いてしっかり検討はさせていただきます。

○2番（常盤繁範） 議長。

○議長（谷本昌弘） 常盤議員。

○2番（常盤繁範） 厳しい質問に対してご答弁いただきありがとうございます、町長。申し訳ございません。議員時代の頃のお話もいただきました。

私自身も追加質問でその当時のことを踏まえて改めて質問させていただきたいんですけども、当時これ開設するかしないか、造る造らない、もう造り始めている段階で、これをゴーサイン出すか出さないかというところで、反対する議員さんたちと賛成する議員さんたちと二分している状況でありました。

その中で、住民に希望を募る形で働きかけがあったんですね。当然私は2人の子供いましたので、常盤ちょっとな、これなという形で、こういうすばらしい形で施設造るねん、賛成してくれよと。いやいや、これ問題がある、反対してくれよという形で求められました。そ

れに対して私賛成したんです。加えて、思いのたけを書いてくださいと書いてあったんで、私控え持っているんですけども、1,000文字以上、どちらかというところとべらべらしゃべるし、長文になる傾向があるんで、こういう認定こども園造ってくださいねという思いを親として1,000文字以上の形でお渡ししたんです。

その際に、基本的なことなんで聞いたんですよ。定員はどのぐらいで考えているんですかと。私の頭の中では、当時今お話あったように河合幼稚園、西穴闇保育所、広瀬台、この3か所ですかね。この3か所の合計人数に対して、園児の、それに対して拡大傾向で考えるんだったら定員の規模はそれの1.35倍ですとか、1.5倍で考えるべきだと私はそう思っていたんです。

ところが、その斡旋してきた議員さんは、それはまだ決まっていないねん、これからやねんと言われました。一丁目一番地の話を何でこれからののと。もう施設が出来上がって、ゴーサイン出るか出ないかみたいな、基本設計も出来上がっている、そういう段階にもかかわらず、その議員さんは、定員とかは後で決まるねんと。これで大丈夫かと思ったんですね、私は。

私は、ここで申し上げたいのは、清原町長、議員の頃にそういった議論、コンセプトどうするか、しっかりと熟議して町は考えているのか、計画を出してくるのか、基本設計するのか、そういった議論があったかどうか確認させてもらいたいんですよ。これは検証の意味です。批判しているわけじゃないです。お答えいただけますでしょうか。

○町長（清原和人） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 清原町長。

○町長（清原和人） 私も議員時代に、ゼロ歳児の広さのことでは住民といろいろ議論をさせてもらったことを覚えております。ただ、全体的な部分については、議論は自分自身はしていなかったと思っております。議会の中でも、今議員ご指摘のところまではいっていないくて、私も説明会には一議員としては多分ずっと参加させていただきました。いろいろな参加されている方から手を挙手されまして、いろいろなご質問をされたことはちょっと覚えているんですけども、詳細については今のところちょっともう忘れてしまいましたけれども、そういう状況だったと思います。

○2番（常盤繁範） 議長。

○議長（谷本昌弘） 常盤議員。

○2番（常盤繁範） 私として検証という形でまとめておきたいと思うんですけども、本来

この施設造るときには、今の定員数に対して1.3倍とか、例えば開設時においては1.5倍の定員数の想定で開設時に受け入れる児童の数、園児の数は65%くらいです、これから頑張りますと、そのぐらいのコンセプトの保育室の広さ、それと敷地面積、そういったことを基本設計の前に計画段階で決めるべきだったんですよ。拡大していきたいんでしょう、人口を増やしたいんでしょう、税金を増やしたいんでしょう。だったら、その視点を持って本来造るべきだったんです。

ところが、ぎりぎりで造っているんですよ。何となくこれでいいだろうという形で造っちゃっているんですよ。ですからこれ、昨日、教育長のほうがほかの議員さんの答弁で、負の遺産だなんて発言をされておりましたけれども、もしかすると将来的に簡単に教室を増やして、1個2個増やすだけで、じゃ定員増やすことになりまして、ならないんですよ。新たにまた別個に造らなくちゃいけない可能性が出てくるんです。検討するとおっしゃいましたけれども、そう簡単な話じゃない。

そうなりますと、これも負の遺産になる可能性があるんです。こういうことを繰り返すことによって将来負担比率がなかなか下がっていかないんですよ。必要なものを後づけするためにまた予算が必要。一般の予算では賄いきれないんで、また債券を発行します。必要だから仕方がないんですよ。分かりますよ。だけれども、最初のコンセプトがはっきりしていないから、最初に資本を投下するところの部分でうまく投下できていないからこういう形になっていく、その積み重ねで将来負担比率がなかなか下がっていかないという一つの要因でもあるんです。

どうか、町長、そこの部分を踏まえて今後の施策を考えていただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

最後に、これを踏まえて、この状況を踏まえて、町長に考えていただきたいことを申し上げます。

先ほども申し上げておりますが、計画の策定段階の前の段階、コンセプトをしっかり定めるということが非常に大事だと。それに対しては、議会もしっかり対話をした上で進めていきたいと思うんですね。途中経過の基本図面できました、建設の内容と図面はこうですというのは、コンセプトがしっかりしていれば我々だって注文つけるところなんかほとんどないんですよ。最初が抜けているから、どうしてもいろいろ説明会だ何だかんだで時間を食うわけですよ。そういったところ非常に大事に考えていただきたい、重視していただきたいと思います。

それに加えて、認定こども園、じゃ、どうするかという話になるんですけども、なかなかこれ変えることできないんですよ。簡単にお金かけてまた借金しますというわけにはいかないじゃないですか。だけれども、その子供たちというのは先ほどご答弁いただいたように、広域の形で調整をしてくださって待機児童になる状況というのではないわけですよ。広域全体でカバーリングしてくれる形なんですよ。

そこに対して、じゃ認定こども園をもっともっと投資していかなきゃいけないという形のもものは、なかなかしにくいんです。なぜならば、ほかの場所でも受け入れてくれるから。オンリーワンじゃなくてもいいんですよ。そういう状況で考えなくちゃいけない。その園児たちがその後どうなるか。公立の学校に上がったとき、小学校、中学校、そこに他町に行っていた園児たちも小学校児として上がってくるわけですよ。言わば帰ってくるわけですよ。うちの町で教育受けてもらうことになるわけですよ。そこに対して今の小学校、中学校に対する予算の振り分け、十分だと思いますか。そこお答えいただけます。

○議長（谷本昌弘） 残り2分です。まとめてください。

○町長（清原和人） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 町長。

○町長（清原和人） 今の議員からのちょっとご指摘の部分でございます。そういう形で他町の幼稚園とか保育所に行っていた子に、戻ってきたときにどう対処していくか。

私も小学校の校長時代は、入学の前にいろいろな園とか、内容的にですけども、幼稚園に行きまして子供の様子確認したり、またその先生方来ていただいて、小学校との意見交流というか、その子が今度入学するに当たりまして、いろんな配慮すべきところ、健康面とかいろんな面でそういう確認をしてきましたけれども、スムーズにというか、そういう子供たちが学校現場に入りまして、町内の子供たちとうまくいくようなそういう方法なり、それからいろいろな手立てというか再度考えていくべきものかなとは感じております。

予算につきましては、ちょっと今私それが多い少ないということはちょっと答えることはできませんので、その点についてはしっかりちょっと精査させていただきたいと思います。

以上でございます。

○2番（常盤繁範） 議長。

○議長（谷本昌弘） 常盤議員。

○2番（常盤繁範） その件について改めて質問させていただきます。

小学校、中学校、いつかその子供たちがその学校に、町外に園児として行っているけれど

もうちの町で小学校に上がってくると、そういうことを想定して今の現状の、例えば中学校の外壁があの状態になっているということ、プールがそのままになっている、古いプールがそのままになっているとか、イングリッシュエデュケーションプログラムが1年に1回でいいのか、もっとやるべきじゃないのか、そういったところ、しっかりと来年度以降の施策に込めたい。そういった意味合いで申し上げさせていただきました。

最後にご答弁いただけますでしょうか。予算の件は結構です。これで最後とさせていただきます。

○町長（清原和人） 議長。

○議長（谷本昌弘） 町長。

○町長（清原和人） 今年も何回か一般質問受けさせていただいて、常盤議員以外の議員の先生方からも、もっと教育に対して予算の部分というか、改善していく部分は指摘していただきまして感じております。

ただ、今やっと財政的に上向きというか、まだまだ厳しい状況でございますけれども、小学校、中学校におけるというか、教育投資というか、未来に投資していくということを私も思っておりますので、目に見える形で、先ほどプールなり、二小のプール跡地のこととか、あとのことと、二小の外壁とか、いろいろな面で問題は指摘していただいておりますので、それについては来年度予算作成のときには、できる範囲でしっかり考慮してまいりたいと思います。

それから、細かい点についても、子供たちが河合町で受けられるそういう特色ある教育、英語につきましても、この間夏休み一小校区、二小校区で行いましたけれども、そういう部分もしっかり根づくような形、河合町ではこういう変わったというか特別な英語教育、それも英語を好きになるという、そういう取組をしているんだとか、地道に小さな取組を積み上げることによって河合町の特色、他町、他市と違うような部分でしっかり鮮明にしていきたいと思っております。そういうことで、来年度予算に向けてしっかり考慮して、考えてまいります。

○2番（常盤繁範） 議長。

○議長（谷本昌弘） 常盤議員。

○2番（常盤繁範） すみません、続きが残っていると思いますので、公立小中学校に通われるお子さんたちのことの処遇に対して、どのように町がしていくかというところが今後の河合町の活路につながると感じておりますので、私はそれ信じておりますので、どうかよろし

くお願いします。

以上です。

○議長（谷本昌弘） これにて常盤繁範議員の質問を終結いたします。

暫時休憩します。

11時10分に始めます。

休憩 午前11時00分

再開 午前11時10分

○議長（谷本昌弘） それでは、引き続き質問を始めます。

◇ 杵本光清

○議長（谷本昌弘） 7番目に、杵本光清議員、登壇の上、質問願います。

○8番（杵本光清） 議長。

○議長（谷本昌弘） 杵本議員。

（8番 杵本光清 登壇）

○8番（杵本光清） 議席番号8番、杵本光清でございます。

通告書に基づき一般質問を行います。今回は3つの質問、大きく分けて3つの質問をさせていただきます。

まず1つ目に、本町財政状況について。

1番、直近の財政指標をお示しいただきたい。

2番目、現在の財政状況についての認識及び増減要因をどのように分析しておられるのかお答えください。

2つ目の質問としましては、文化会館あり方検討委員会のことについてですが、私も委員としてその委員会のほう出席しております。今回の一般質問では、町民の皆様への周知という部分とともに町長のお考えを確認いたしたく質問いたします。文化会館のあり方検討委員会の立ち上げの経緯とそこに至る町長のお考えをお答えください。また、文化会館あり方検

討委員会の進捗状況及び内容について、担当の事務局より答弁をお願いいたします。

3つ目といたしましては、旧河合第三小学校跡地利活用事業について。

町長のこの施設に対する考えと、将来のまちづくりをどのように考えておられるのか、お答え願えますか。

再質問は自席にて行います。

○町長（清原和人） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 清原町長。

○町長（清原和人） 杵本議員のほうから通達をいただいておりますので、その部分につきまして順番にお答えしていきたいと思っております。

まず初めに、文化会館の今後についてということで、文化会館のあり方検討委員会立ち上げの経緯と趣旨についてお答えをいたします。

文化会館につきましては、平成3年、1991年に開館し、以降運営をまいりました。大ホールにつきましては、当時本格的な音響設備を備えた文化ホールとして県内でも誇れる施設であり、大阪などに出かけなくても本格的な交響楽団演奏やコンサートを身近に体感できる、そういう施設としまして多くの町民の方々にご利用いただいております。

ただ、開館から30年を経過した今日、建物設備の老朽化による経年劣化に伴いまして施設のあちらこちらに不具合が生じ、皆様方にご不便をおかけしておる現状でございます。今の現状では、大ホールの稼働率が低いことなどに加えまして、維持管理に要する経費につきましても年々増加する一方でございます。町の財政を圧迫する一つの要因となっているのが現状でございます。

これまで本町では文化会館の在り方につきまして議論を重ねてまいりました。特に、小ホールや図書館は多くの方にご利用いただいている状況でございます。代替施設がないことから、一定の方向性を示すには至っておりませんでした。

一方、ここ数年住民の皆様方に施設の今後に関するご意見をたくさんいただいております。様々な方が関心をお持ちであると改めて感じているところでございます。いずれにしましても、文化会館の今後の在り方につきましては、慎重な議論は必要である一方、町全体の財政収支の見通しに大きな影響を及ぼしかねない要因であることから、回復傾向にある財政状況をさらに加速させるためにも早急に一定の方向性を示す必要があると考えております。このような思いから、それぞれ町民、利用者の代表として日頃から文化会館に親しんでおられる方々に様々な意見を出していただき、文化会館の在り方について提言いただきたいと思います。

委員として委嘱させていただきました。

文化会館につきましては、維持、管理経費が毎年多く必要であり、財政健全化計画の中で図書館を除き休止の検討を行うとしながらも、本格的な議論を行っておりませんでした。これについては議論をする組織がなかったことも一因であると考えられ、文化会館あり方検討委員会を立ち上げるに至りました。この委員会では、文化会館の今後の在り方につきまして様々なご意見を出していただき、委員会で検討の上、検討した結果を提言としていただくという趣旨になります。

続きまして、旧第三小学校跡地利活用事業についてお答えいたします。

河合愛A I 構想の基本理念に基づく町の重点施策、ファシリティマネジメントの推進となる旧第三小学校の跡地利活用事業は、今あるものを活かしながら、魅力あるまちづくりを展開し、町を元気にするサイクルを生み出すための根幹となる施設でございます。町や地域にとって不足しているものとは何なのか。まず着眼したのが、現状希薄化している地域コミュニティの再生であります。

住民の皆様にご利用いただいております老朽化しています中央公民館、町立体育館を旧第三小学校という資産価値の高い施設へ転用することで、最大限の効果を発揮できるものと考えております。災害時などにおける防災面での課題としても掲げられており、町では旧第三小学校の利活用において地域コミュニティの再生につながる環境を提供し、地域のにぎわいを創出することで、町でも取り組んでおります人口減少対策においても新たな人の流れを生み出すなど、様々な相乗効果も期待できると考えております。

町域のほぼ中心に位置する特性などを生かし、防災活動拠点としての活用や、多世代交流の促進、その他住民の皆様が持たれる様々な経験や発想などにより住民の皆様方自ら主体となって活動していただき、次世代にとっても夢や希望が持てるような魅力ある施設をつくり上げてまいりたいと思います。また、住民の皆様方が町に愛着と誇りを持てるきっかけの場所になってほしいという願いもございます。

旧第三小学校の利活用事業につきましては、私の就任当初からの使命として住民の皆様方の大きな期待を感じているところでございます。今後も魅力あるまちづくりの骨格として早期実現に向け引き続き事業に邁進してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○財政課長（新井俊洋） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 新井課長。

○財政課長（新井俊洋） 私のほうからは財政状況についてお答えさせていただきます。

1つ目の質問としまして、直近の財政状況についてでございますが、今回お答えさせていただきます決算の数値等につきましては、決算審査特別委員会の審査前ですので、あくまで現時点の数値としてお答えさせていただきます。

令和3年度決算におけます財政状況につきまして、経常収支比率は90.1%で前年度比3.8%の改善、実質公債費比率は15.7%で前年度比2.7%の改善、将来負担比率は164.9%で前年度比34.1%の改善となりました。

2つ目の質問としまして、現在の財政状況についての認識及び増減要因をどのように分析しているかという質問でございます。

まず、増減要因でございますが、令和3年度決算においてはコロナ禍の影響により町税収入が前年度比約1億5,140万円の減少となりましたが、地方交付税収入は社会保障関係経費の増加に伴う算定等によって約3億3,020万円の増加となったことなどから、主要な一般財源収入総額は前年度と比べまして約2億1,930万円増加いたしました。

一方、歳出におきましては、財政健全化計画の実施などにより経常経費は約1,730万円、0.3%の増加とほぼ前年度と同額程度に抑えられております。

このことから、令和3年度一般会計の決算は令和2年度に引き続き、収支が改善し実質収支は約3億5,444万円の黒字となりました。

また、財政状況の認識という点につきましては、実質収支の黒字に加えて財政調整基金へ一定額の積立ができていますなど改善の傾向にあると考えておりますが、引き続き慎重な財政運営を行って財政の健全化を進める必要があると考えております。

以上です。

○生涯学習課長（小槻公男） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 小槻課長。

○生涯学習課長（小槻公男） 私のほうからは、文化会館あり方検討委員会の2つ目のご質問、進捗状況及び内容についてお答えをさせていただきます。

文化会館あり方検討委員会につきましては、本年5月19日に第1回の会議が開催されました。令和3年度に策定しました長期修繕計画を示し、文化会館として本来の機能を維持するために今後30年で約36億円の費用が必要なこと、また現在の利用状況、毎年の維持管理に要する費用等の説明を事務局よりいたしました。それについて議論をされました。

6月1日に第2回の会議が行われまして、事務局より第1回会議での質疑の回答を行いま

した。また、文化会館の機能の代替についての提案も行い、議論をしていただきました。

第3回は7月1日に開催され、代替施設についての議論などを中心に行われました。

第4回会議は7月25日に行われ、文化会館の構成要素である大ホール、小ホール、研修室、図書館のそれぞれの施設としての状況と利用状況、今後の方向性を事務局から整理して提示し議論をされました。

第5回は9月1日に開かれまして、提言案の検討が行われました。

経過、内容については以上です。

○8番（杵本光清） 議長。

○議長（谷本昌弘） 杵本議員。

○8番（杵本光清） それでは、再質問のほうさせていただきます。

本来でしたら1番、2番、3番と順に再質問をさせていただくのが筋かと思いますが、ちょっと私の勝手ながら順番を替えて再質問をさせていただきたいと思います。どうぞ、よろしくご対応をお願いいたします。

まず、3番目の旧河合第三小学校跡地利活用事業についてでございます。これは、財政状況が厳しい中で町長が町民の命を守るんやと強い意志を持って進められている2つの事業の1つであると認識しております。町民体育館、町立中央公民館とともに防災拠点を旧第三小学校に来年4月に工事を始めるという形で進めていただいているんですけども、これについては、町民に親しみを持ってもらえる、町民に愛される、先ほどの中島室長のお言葉を借りれば町の宝となり得る施設にしっかり造っていただけるよう期待いたしまして、これについてはもう再質問はなしという形で、期待だけ示させていただきます。

2番目の文化会館のあり方検討委員会につきまして、ちょっと質問させていただきます。

昨日より答弁、教育長の答弁、副町長の答弁を聞かせていただく中で、教育長が今文化会館あり方検討委員会、文化会館については二者択一なんだというような話をなされていたかと思うんです。その二者択一というのは、今の文化会館を維持しながら財源を確保する、もしくは致し方なし、断腸の思いで決断する、その二者択一だと私は感じたんですけども、教育長、それいかがでしょうか。

○教育長（清原正泰） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 清原教育長。

○教育長（清原正泰） 先ほど課長が5回のあり方検討委員会の中身をお話したわけですが、私自身は言われてから当然ニュートラルな立場でその集まりを運営しているんですが、やは

りそんな中で様々なご意見、当然出てまいりました。1回目、2回目については、えっ、こんな立派な建物を休止するんかと、河合町の宝と違うんかというご意見があったり。で、回を重ねていく中で、やはり財政状況厳しいやないかと、これをまた維持するのかという、この先ほど議員おっしゃった二者択一的に最終的になりまして、そしたらどちらかを提言という皆さんのご意見を集約するときに、どっちかやでということは非常に難しい状況に実はなります。

その中で厳しい指摘も実はありました。河合町に本屋、いわゆる書店もないやないかと。あるいは、これだけの経費を使うんでしたら学校の雨漏り直してくれよという、こういうご意見も実は出てまいりました。これはもうさすがにそれぞれのおっしゃっていることはそのとおりであります。これをそしたらどうするんやというような思いなんですけど、昨日、負の遺産というお話朝から常盤議員もおっしゃられたんですけども、やはりこれは残してはならない、負の遺産というのは将来何十年かけても残さないというのは、もう絶対やとこのように思っているわけでございます。そんな中で、やはり提言ということですのでその集まりの中のご意見をもうこれ2つに絞って、それで町長へ提言するという。

昨日、長谷川議員がおっしゃっていましたように、それと常盤議員もおっしゃっていたように、その後のやはりビジョンであったり、コンセプトということに関しては一番大事なポイントやと、このように思っているわけです。ただ、こうします、休止します、いや残しませんじゃなくて、その後どのようなビジョンを持って、当然財政のこともあるんですけども、財政状況を踏まえ、かつ社会情勢の変化を踏まえた公共施設であったり、また魅力ある公共施設というふうな視点で何とか、ひょっとしたらこれ時間かかるかもしれませんが、そういうのにおいてその後のマネジメント、どうするのかというそこまで踏み込んだ上での公共施設の在り方をしっかりとまた町民の皆さんにも知っていただいて、対応すべきではないかなと、そういう思いでいます。

以上です。

○8番（杵本光清） 議長。

○議長（谷本昌弘） 杵本議員。

○8番（杵本光清） ありがとうございます。

副町長の昨日のご答弁もたしかそのような内容であったのかなと感じております。そこで、町長にお伺いしたいんですけども、先ほど町長の答弁いただいた中に、休止という言葉、休止の検討という言葉が入っていたんです。私のほうから一切何も言っていないんですけど

ども、積極的にそこで休止という言葉をお使いになられた、町長の今のスタンスというかお気持ちというか、どのような方向性を持ってその休止ということをお使いになられたのかちょっとお答え願えますか。

○町長（清原和人） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 清原町長。

○町長（清原和人） 議員の質問に答えさせていただきます。

確かに財政健全化をしていく中でというか、そういうことも検討課題でございます。ただし今、教育長も答弁しましたように、あり方検討委員会でいろいろなご意見が出ているということをお聞きしております。これからもしばらくというか、そういう議論をしていただきまして、その提言をしっかりとこちらのほうで受け止めさせていただいて、最終的な決断に至ると思います。

昨日の、先ほど、図書館を除きというような文言もありましたけれども、それは財政健全化計画の中での文言というか、その中のことになりますので、あり方検討委員会のとにもかくにも提言を重要視して対応してまいりたいと思います。

○8番（杵本光清） 議長。

○議長（谷本昌弘） 杵本議員。

○8番（杵本光清） 分かりました。ありがとうございます。理解しました。

10月にもあり方検討委員会開催予定でございますので、私のこの文化会館の部分についての一般質問、今回はここまでとさせていただきます。

最後に、1番目の財政状況についての質問に事務局答弁いただきまして、再質問のほうをさせていただきます。

財政健全化ということを今後も推し進めていくんだという部分で、財政健全化という部分と今後というキーワードからちょっと話は先に行くんですけども、恐らく10月、11月には令和5年度の予算編成が始まる、そのような時期なのかなと思っております。令和5年度の予算編成、私の記憶が正しければ、令和元年度から繰延べしている一部の公債費元金の償還が令和5年度から再開することになると認識しているんですけども、担当課長、部長、いかがでしょうか。認識、誤っていますか。

○議長（谷本昌弘） 新井課長。

○財政課長（新井俊洋） 今議員おっしゃられましたとおり、令和5年度から元金償還が増加するというこの見込みになっております。

○8番（杵本光清） 議長。

○議長（谷本昌弘） 杵本議員。

○8番（杵本光清） それでは、その令和5年度から再開する元金償還について、財政運営に与える影響、どのように準備し、対応し、コントロールしていくのかちょっとお聞かせ願えればと思います。

○財政課長（新井俊洋） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 新井課長。

○財政課長（新井俊洋） この令和5年度から公債費償還の増加するというところでございますけれども、このことによりまして、令和5年度予算編成においては財政調整基金を一部取り崩すといったことも想定されるところでございます。ただ、昨年度に策定しました財政の収支の見通しにおきましては、この令和5年度から公債費が増加するといったことや、またこの基金の取崩しを見込んで策定をしているものでございますので、この見通しに基づきまして計画的に財政運営を進めていきたいというように考えております。

以上です。

○8番（杵本光清） 議長。

○議長（谷本昌弘） 杵本議員。

○8番（杵本光清） ありがとうございます。

では、総務部長、ちょっとお伺いいたします。

令和5年度というのは、私の試算、多くのいろいろな方との意見交換をさせていただく中で、私なりの試算をする中で、本町財政状況が一番厳しい、谷間を迎える年ではないかと想定しているんですが、部長、見解いかがでしょうか。

○議長（谷本昌弘） 上村部長。

○総務部長（上村卓也） 議員おっしゃるように令和5年度ということで先ほども話に出ていましたけれども、元年度及び2年、3年、4年、償還のほうを据え置いておりました部分が再開するというようなことで、そういう意味では厳しい状況ということにはなっております。ただ、それを見込んで基金にも積立てを以前から実施しており、それに伴っての収支見通しにつきましてもコントロールができていくというように考えております。

○8番（杵本光清） 議長。

○議長（谷本昌弘） 杵本議員。

○8番（杵本光清） ありがとうございます。

では、このことを受けて最後町長に質問させていただきます。

町長は就任から1期4年の最終年となっております。この3年半を自身はどのように評価され、また令和5年度以降の町の財政状況をどのように想定なさっていますか。

○町長（清原和人） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 清原町長。

○町長（清原和人） 今議員のほうから、就任して依頼の財政状況、財政につきましての総括はどういうことかということでご質問いただきましたので、お答えしたいと思います。

令和元年5月の町長就任当時の財政状況は、いつ赤字になってもおかしくない、非常に厳しい状況でございました。具体的には、令和元年度末には財政調整基金は底をつきかけ、令和2年度には確実に赤字になるという、そういうものでございました。

このままでは住民サービスの低下は避けられず、政策的新規事業も実施できないと危機感を強く持ったことを覚えております。当時は、高齢職員の偏在による人件費の集中、多額の借入金返済の集中、施設管理経費の集中など財政需要が集中しており、これらを解決しない限り財政の健全化は見込めないとの考えに至っておりました。

まず、第一に取り組みましたのは、借入金返済の集中の整理になります。町債の償還条件を大胆に見直し、元金返済を3年間少なくして、歳出の平準化を図ることにいたしました。この見直しで増加する利息につきましては、三役をはじめ係長級以上の給与カットで賄うことにしました。

次に、人件費の集中の整理につきましては、新しく高齢職員の早期退職制度を設けました。

そして、施設管理経費の集中の整理、ファシリティマネジメントにつきましては、まず心の交流センターと児童館を一施設に統合し、そして現在、旧第三小学校の跡地を防災拠点にするとともに、中央公民館と町立体育館の機能を移設するため、事業に着手しております。

歳入におきましては、令和2年度に税務改革プロジェクトチームを設置し、税収の増加を図ってまいりました。これらの課題に取り組む中で、地方交付税が増収となる等の追い風もあり、令和2年度、令和3年度にかけまして、財政調整基金への積立て、決算で一定額の黒字確保など、財政の健全化に一定の道筋をつけることができたことで、内水対策事業や旧第三小学校跡地利活用事業など、住民の皆様が安心して暮らすことができる事業、そして将来に希望を持てる町にするための各施策に取りかかることができました。私が町長に就任して依頼取り組んでまいりました河合愛A I構想の町を元気にするサイクルがまさに回り出しているということを実感しております。

先日、監査委員によります令和3年度の決算審査が行われまして、その公表の中で財政状況の改善、黒字確保ができていることにつきまして、職員がよく頑張ってくれているとお言葉もいただきました。このことは、苦しい中でも町の将来のために職員が一丸となりまして、本当に少しずつではございますが頑張ってきた結果であると私自身も実感しております。

そして、令和5年度以降の財政運営におきましても一部基金の取崩しも、先ほども説明してもらいましたが、一部基金の取崩しも想定しておりますが、引き続き財政の健全化を着実に進めることで、財政の基盤をさらに強固なものとしまして、安定的に財政運営を行っていくことができると考えております。

以上で、町長就任以来、財政再建、健全化に取り組んでまいりました総括をお答えさせていただきました。よろしくお願いいたします。

○8番（杵本光清） 議長。

○議長（谷本昌弘） 杵本議員。

○8番（杵本光清） ありがとうございます。

これにて私の一般質問を終結いたします。

○議長（谷本昌弘） これにて杵本光清議員の質問を終結いたします。

暫時休憩します。

再開は13時30分から再開します。

休憩 午前 11時43分

再開 午後 1時30分

○議長（谷本昌弘） 再開します。

◇ 西 村 潔

○議長（谷本昌弘） 8番目に、西村潔議員、登壇の上、質問願います。

○12番（西村 潔） 議長。

○議長（谷本昌弘） 西村潔議員。

(12番 西村 潔 登壇)

○12番(西村 潔) 皆さん、こんにちは。議席番号12番、西村潔が通告書に基づきまして質問いたします。

今回は5つの課題について質問いたします。

まず1つ目、釘池公園の管理について質問いたします。

6月議会で質問しましたが、釘池公園の管理について、その後の経過と上牧町との話合いがどうなったのかを説明を求めたいと思います。

6月議会での答弁では、共同で利用できるよう両町で協議し、維持管理費は上牧町が負担することとしたくぎ池運動場管理委託に関する契約が提携されているが、昭和52年の取決めでは、債務について不明確であり、上牧町と協議をして進めたいとの答弁でした。

そこで再度質問いたします。

まず1つ目、上牧町との協議はまずできたのかどうか。

2番目、公園の全体の施設の管理方法を教えてください。

3つ目、公園の維持管理費用の負担の細務を教えてください。

4、前回質問した道路との境界仕切り柵の費用の負担はどうなっているのか。

5番目、テニスコート、グラウンド等の管理はどのようにされているのでしょうか。

6番目、昭和52年度以降、委託に関する契約は長きにわたって見直しされてこなかった理由は何でしょうか。この状況をどう考えているのか。答弁をお願いしたいと思います。

次に、2、職員の学び直し、リスキリングについて質問いたします。

職場内での生産性を高めるためになすべきことは一体何か。

1つ、部長、課長を対象にした学び直しの現状はどうなっているのでしょうか。まず、研修体制、処遇状況、待遇状況はどのようになっているのかを教えてください。また、部長、課長がしようとする新たなスキルとは一体何か。どのように認識しているのか。

2、高度な技術を持つ人材の育成と確保の現状はいかがでしょうか。河合町での高度な人材を必要とする分野はありますか。現状の育成方法や確保はどういう状況でしょうか。

3、一般職員の研修費用、すなわち研修の投資額と年間の時間はどれくらいありますか。研修体制、処遇状況、待遇状況はどのようになっていますか。

次に3、河合町の情報システムについて質問いたします。

兵庫県尼崎市で、全市民約46万人の個人情報が入ったUSBを紛失した事例がございます。特定のIT企業に依存するベンダーロックインが新たな問題となっています。この事例では、

30年以上同じ業者が受託し、市町村の許可なく業務を再委託するなど、発注者側の責任不在が浮き彫りになっておりました。河合町のシステムの管理基本事項について教えていただければお願いいたします。

1、①河合町は情報化統括責任者を設置していますか。

②誰が責任者になっていますか。

③責任者設置ルールはありますか。

④役職の兼務か兼任か専任か、どちらでしょうか。

2、情報管理の安全対策について。

①河合町の具体的な安全対策の中身を説明してください。

②USBメモリーの持ち歩きは現在でも行われているのか。あるいはやっていないのか。

③外部から新たにシステムを調達する場合に、河合町の対応を説明してください。

次、4、河合町の詐欺被害の防止対策について質問いたします。

先日、新聞で載っておりましたけれども、警察庁のまとめによると、上半期では前年度同期より18億7,000万円増加し、148億8,000万円になったと報告されています。これは8年ぶりの増加となったようです。全体の確認された件数は631件増えて7,491件で、うち65歳以上の被害は9割を占めているという。高齢者の脆弱性に付け込み、契約を結ばせるといいうわゆる付け込み型不当勧誘を行う業者をいかに排除するのか。

まず、地域の行政が具体的な対応を一体どこまで取れるのかについて質問いたします。

1、河合町近隣市町村、奈良県の被害状況はどれくらいあるのか掌握しておられますか。

2、被害状況をどのように掌握するのか、できるのか。

3、防止対策として河合町ができることは一体何か。

4、地域の警察、金融機関、自治会、各種団体等の連携の実態と課題、限界について町の所見を求めます。

次、5、河合町の法人住民税について質問いたします。

8月13日の日経新聞の記事によりますと、2010年と2020年の法人住民税を比べると、3割の自治体が増加しているという。関西の市町村の法人住民税の伸びが河合町は実に66.4%増加し、関西では3位となっているということでございました。

そこで質問いたします。

1、この要因はどこにあったのかを説明してください。

2、2021年度以降の法人税の推移の見通しはどのように見えていますか。

3、法人を誘致する施策として現在の状況は十分でしょうか。所見を求めます。

追加質問があれば、自席でさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

○生涯学習課長（小槻公男） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 小槻課長。

○生涯学習課長（小槻公男） 私からは、釘池公園の管理について、答えさせていただきます。

まず、上牧町との協議ができたかどうかということですが、去る7月28日に上牧町教育委員会に出向きまして、担当課長と協議を行いました。

2つ目の施設の管理方法につきましては、主に上牧町の主導において維持管理に努めているところですが、

3つ目の費用の負担につきましても、できる範囲内において維持管理の補修については上牧町で行い、別途対応すべき懸案が生じた場合は、双方の担当が協議、共通認識を持ち、その都度、対応しているところです。

4つ目の仕切り柵についてですが、6月議会でお答えしたとおりですが、現在、上牧町内部において協議中となっています。

5つ目、テニスコートにつきましては、双方それぞれ2面を管理しており、今後も継続した維持管理に努めてまいりたいと考えます。グラウンドの管理につきましては、両方で協力し、行うことで協議を進めています。

6つ目、最後に上牧町との契約が見直されていない点につきましては、昭和52年以来、利用の状況が継続していることが理由と考えております。なお、一般質問いただいたのを機に双方共通認識を持ち、継続した協議を進めるよう対応していきたいというふうに考えています。

以上です。

○総務部次長（小野雄一郎） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 小野次長。

○総務部次長（小野雄一郎） それでは、2点目にご質問いただきました職員の学び直しにつきまして、お答えいたします。

本町の職員研修につきましては、職員研修計画に基づき実施しておるところでございます。その中で、部長、課長を対象としたものにつきましては、階層別研修として、新任課長を対象とした課長研修がございますが、議員ご質問の学び直しに関するものとしては、ほぼ実施していない状況にあります。

人口減少社会という前例のない時代は、過去の知識や経験だけでは判断がつかない、もしくは判断を間違える可能性がある時代であると言えます。また、人口減少に伴い労働力、すなわち職員が不足することは確実であり、この課題解決には効率的な行政運営はもとより、A I、R P Aという、こういった技術革新のスピードが非常に速いデジタル技術の活用が想定されております。

これらのことを踏まえますと、管理職であっても非管理職でも関係なく、全ての職員が学び考え幅広い知識の習得と更新を続け、新しい技術の活用や過去にとらわれない発想を生み出すことが求められていると言えることから、学び直しを実施していく必要があると考えております。

次に、高度な技術を持つ人材につきましては、今後デジタル化を進める上で必要となる場面が多いと考えておりました、外部の者を任期付職員として採用することも手段としてはございますが、この分野は官民含めて人材が逼迫している現状がございまして、その確保には課題も多いと考えております。

また、高度な技術を持つ外部人材を活用したとしても、町の現状に精通しているとは限らないため、一定レベルの知識を持つ職員が高度な技術をどのように町行政に役立てるかを判断する必要があることから、内部職員の育成も併せて行うことが重要であると考えているところでございます。

次に、研修計画に基づく令和3年度の研修実績といたしましては、延べ212人の職員が1,000時間以上の研修を受講しておりますが、それらの研修といたしますのが、奈良県の市町村職員センターによる研修や法務管理主任などの幹部職員が講師を務める研修であったため、費用は生じておりません。

なお、研修計画では、中堅職員研修、係長研修といった階層別研修を必修研修に位置づけておりますことから、それらの受講状況を反映させた処遇となっておりますところでございます。

次に、3点目にご質問いただきました河合町の情報システム管理についてお答えいたします。

本町の情報管理体制につきましては、情報セキュリティポリシー、これに基づくものとなっております。最高情報セキュリティ責任者、C I S Oとして副町長が最終的な決定権限及び責任を有することとなっております。また、C I S Oを補佐する立場である統括情報セキュリティ責任者として総務部長が、そして各部及び各行政委員会の情報セキュリティ責任者として各部長及び行政委員会の事務局長が担当するという形になっております。

次に、具体的な安全対策でございますが、業務で使用するネットワークを住民情報利用事務系等、そしてL G W A N総合行政ネットワーク接続系統、そしてインターネット接続系統と3つの系統に完全に分離しておりまして、情報の流出、ウイルスの侵入を防いでいるという状況でございます。

その上で使用端末におけるログインの際、通常のI Dとパスワードによる手続に加えまして、住民情報を取り扱う事務系統では、マイナンバーカードによる認証や生体認証、こういったものを加えた2要素認証とすることで部外者の端末使用を防ぎ、さらに端末からのデータアクセスやファイルの持ち出しについては、全てログを一定期間残していることから、万が一流出した場合には、原因究明できる備えがあると考えております。

U S Bメモリーの使用につきましては、原則、その使用を禁止しておりまして、端末に接続したとしても、使用禁止であるアラートが表示されまして、情報をコピーすることはできない状況でございます。その上で、業務の運営上、どうしても必要な場合には、U S Bメモリーを登録し、登録したものだけが作動する仕組みとしております。

なお、許可したU S Bメモリーであっても庁舎外への持ち出しは禁止しておりまして、紛失防止の観点から、定期的に総務課でその所在を確認することとしております。

最後に、新しいシステムを調達する場合や既存のシステムに改修作業を発注する際には、通常の委託契約内容に個人情報取扱特記事項を加えた契約を締結しておりまして、再委託の禁止であるとか、作業場所の特定などの内容を盛り込んだものとなっております。

以上でございます。

○安心安全推進課長（川村大輔） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 川村課長。

○安心安全推進課長（川村大輔） 私から河合町の詐欺被害の防止対策について答弁させていただきます。

まず、河合町、近隣市町村、奈良県の被害状況はについてお答えします。

奈良県の被害状況についての認知件数は、平成28年以降、毎年おおむね150件前後を認知し、令和元年及び令和2年、連続して年間最多認知件数の175件を記録しています。令和3年度の認知件数では、前年比74件の減少で101件の認知件数となりましたが、本年令和4年7月31日現在で、令和3年を超える116件を認知しており認知件数は増加しています。被害総額は、平成28年に5億4,000万円と最高被害金額となっておりますが、平成27年度以降、前年対比で増加減少を繰り返し、おおむね約3億円前後で推移している状況です。

河合町の認知件数は、平成27年以降の統計で平成28年の3件の計上が最多で、そのほか年間で毎年1から2件の認知件数で推移しており、増加減少といった特徴的な傾向はありません。

近隣である生駒郡、北葛城郡内の町と比較しても認知件数は、いずれの町も年間ゼロから6件の認知件数であるが、その中でも1件から2件の認知件数が多く、河合町を含め各町認知件数に大きな差はありません。

次に、被害状況をどのように把握しているか、できるかについてお答えします。

毎月、西和警察署から警察統計に基づく被害状況の資料を提供してもらって把握し、その手口等を被害状況に基づいた資料を作成し、啓発に役立てております。

次に、防止対策として河合町ができることは何かについてお答えします。

警察、金融機関等の連携、情報収集の発信、啓発、被害に遭わない対策などができると考えております。

次に、地域の警察、金融機関、自治会、各種団体等の連携の実態と課題、限界についての町の所見はについてお答えします。

警察との連携に関しましては、被害に関して防災無線やメール、LINEなどで被害に遭われないよう呼びかけしていますし、金融機関との連携につきましても、警察官同行の下、地域安全推進委員河合町支部が各班で分担し、銀行、ATM、コンビニで振り込め詐欺予防啓発を行っております。しかし、河合町内で被害が出ているのも現実で、周知不足は否めないと感じております。さらなる周知を強化し、被害に遭われないよう訴えかけを継続してまいりますと考えております。

以上です。

○税務課長（松本武彦） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） はい、松本課長。

○税務課長（松本武彦） 私のほうからは5点目、河合町法人住民税についてのうち、1点目、その要因はどこにあったのかということと、2点目、2021年度以降、令和3年度以降の法人税の推移の見通しは、どのように見ているかという2点について回答させていただきます。

まず、1点目、要因でございますが、今回、日経新聞のほうに掲載されました記事調査は、令和2年度の法人町民税の決算額が1億円以上である近畿地方の市町村を対象に行われました。令和2年度と平成22年度、要は10年前の法人町民税の決算額を比較したものでございます。結果として、66.4%の増加という結果でございました。

その要因でございますけれども、当町には、法人住民税額の約半分を占める主要法人がございます。法人住民税の決算額につきましては、その法人の業績というのが大きく、その法人の業績によって大きく推移することがあるというところでございます。

今回の調査の対象である平成22年度でございますが、こちらは平成20年に起こりましたリーマンショックの直後で、景気が大きく後退した時期であるということ。それから、令和2年度につきましては、コロナ感染症が流行する直前の決算が反映されていて、景気が比較的安定していた時期の比較であるということ。そのことから、当町この主要法人の業績につきましても、一般的な世間の景気と同様に推移しているということが要因であるというふうに考えております。

2点目でございます。

令和3年度以降、法人住民税の見通しについてというところでございますけれども、コロナ感染症であったり、またイオンの撤退であったりと法人住民税を取り巻く環境というのは、安定的なものではございません。その中でも令和3年度につきましては、コロナ禍の影響が非常に大きくあり、令和2年度の決算額の約半分となる約6,000万の決算という形になりました。ただ、令和4年度以降につきましては、主要法人の業績がコロナ禍から回復の兆しが見えていることや、イオンの跡地に新しい店舗の建設も予定されているところから、おおむね約1億円程度の税収を今後も見込めるというふうに考えております。

以上でございます。

○政策調整課長（岡田健太郎） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 岡田課長。

○政策調整課長（岡田健太郎） 私のほうからご質問5点目の3番、法人を誘致する施策として現在の状況は十分ですかということでお答えさせていただきます。

今後の河合町財政運営を考えたとき、法人住民税の安定確保は重要な課題と認識しております。法人誘致のためには、様々な準備や調整ということが必要となってきますので、相当の時間を要します。そこで、まずはやれるところからということで、企業版ふるさと納税PRサイトを活用した町のPR、また、企業との意見交換などを行っております。並行して組織的な取組を実現してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○12番（西村 潔） 議長。

○議長（谷本昌弘） 西村議員。

○12番（西村 潔） それでは、もう少し確認させていただきたいところがありますので、質問いたします。

釘池公園の具体的に協議中というような話なんですけれども、この協議いつになるんですかね。例えば、具体的に言いますと、境界線仕切りの柵のさび止めやったのは、これはいつなんです。そういうのを協議するのに時間かかるんですか。これはもう前からの話ですよ。以前からの話ですわ。数年前に質問したことがあるんですけども、特に最近、このさびがすごくあって、それから柵自体が倒れかかっていますよね。

そういう中で、公園の管理はやっぱり年に2回ぐらいは掃除をしないといけないですから。草刈りしなければいけないという話を聞いておりますけれども、特にこの上牧町とのこの協定そのものがどうも具体的になってないと。今頃具体的になってないという話、私はあまり聞きたくないんですけども、というのは、これはもう52年からの話ですよ。52年からずっと何をしていたのかという話になるんですね。

だから、その点についてやっぱりこの最後の6番目の質問なんですけれども、こういう52年の委託契約した後、どういう交渉をしてきたのか。その辺も含めてもう1回、具体的にいうと、いつ、まず柵の防止をするのか。前はたしか職員さんがやられたと聞いているんですけども、そういうようなはっきりしないようなことじゃなくて、明確にしていかないと今後やっぱりこれは後々、これつないでいくわけですから。その辺について、もう1回、答弁お願いしたいと思います。

○生涯学習課長（小槻公男） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 小槻課長。

○生涯学習課長（小槻公男） まず柵の件ですけども、上牧町のほうも今年度で担当のほうも替わられましたので、そのあたりまず内部で協議してということで、今されているところです。柵につきましては、前回のような職員でやるのがいいののかも含めて、今、業者のほうへの見積りということも対応されているところだというふうに伺っております。

今まで、これまでこういう協議がなされてこなかった点につきましても、今までの分につきましては、ちょっと私どものほうでも明確なところありませんけれども、これを機会に密に連絡を取りながら詰めていきたいなというふうに考えております。

以上です。

○12番（西村 潔） 議長。

○議長（谷本昌弘） 西村議員。

○12番（西村 潔） どうもありがとうございます。

行政の中ではっきり分からないとなると、住民はなおさら分からへんわけですよね。この当時の52年の委託の中身は全く住民分からないわけですから。そういうことは当然もう上牧町との話し合いは、もうできているもんだというふうに思っているわけですよね。その後、こういうことが起こらないことには分からないということについては、私非常に疑問持っているんですね。

前回のときも、職員さん自ら塗装したというのを聞いて、そういうような、それはそれでいいと思うんですけども、やはりもともとは上牧町との協定の中身を詳しくきっちりしとかないと、52年ですからね、これ。これ52年いうたらもう大分前ですよね。なおさら分からないということになるので、しっかりとこれは詰めてもらいたいと思う、今後ね。それを明らかにやっぱり住民に説明してもらうぐらいの体制でお願いしたいと思っておりますけれども、いかがですか。

○生涯学習課長（小槻公男） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 小槻課長。

○生涯学習課長（小槻公男） その点につきましては、また今後もしっかりと詰めていきたいというふうに考えています。

以上です。

○12番（西村 潔） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 西村議員。

○12番（西村 潔） しっかりやってもらいたいわけですが、なぜこういうことができないのかということ、根源的に考えたとき、担当が替わるということもあるでしょうけれども、やっぱりガバナンスができていない。要するに、きっちりどどういう責任持ってやらないといけないのか。その辺がどうも民間にいた人間としては納得できないんですね。

やはりそれは期限を決めて何月までにするとか。それで相手があるわけですから、相手があったとしても相手との話をいついつまでに決めるとか、それぐらいのやっぱり姿勢で臨んでほしいわけですよ。恐らくこれ12月までにできるかどうか分かりませんわね。相手次第ということなんでしょう。

だから、その辺のところを、日頃からやっぱり密にしておかなできないのに、してないということは、やっぱりこれは行政の怠慢だと思いますね。だから、これは以後、見守っていただきますので、きっちりとしてほしいと思いますので。

次に、職員の学び直し。今の総務次長の答弁やったら、学び直しはやってないということね。何をやってんのかということですよ。ただ単なる研修スケジュールでやっている。そんな時代じゃないんですよ、行政としても。

その辺のところについて、私非常に残念なんです。ただ単なる強制、もう1回もっと具体的に質問しますと、研修が修了した人に対して、修了証を発行していますか。

○総務部次長（小野雄一郎） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 小野次長。

○総務部次長（小野雄一郎） 研修修了者に対しての修了証というのは発行しておりません。

○12番（西村 潔） 議長。

○議長（谷本昌弘） 西村議員。

○12番（西村 潔） 発行してない。修了したことを発行してないと。どうしたらそれ証明できるんですか。この職員さんが研修受けたとって。発行してないということは、1枚も発行してないから、2枚、3枚も発行していませんよね、当然ね。なぜそういうことになるのかですよ。履修管理してますか。例えば、いついつこの職員は何月にこういう研修を受けたということをちゃんと残していますか。

○総務部次長（小野雄一郎） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） はい、小野次長。

○総務部次長（小野雄一郎） 各職員における研修の受講状況というのは、人事担当のほうで管理はしております。

○12番（西村 潔） 議長。

○議長（谷本昌弘） 西村議員。

○12番（西村 潔） 管理じゃなくて、例えば、どこどこの部署がこの人の履歴を見たいという見られますか。

○議長（谷本昌弘） 声小さいんで、もうちょっとはっきりとお願いします。

○総務部次長（小野雄一郎） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） はい、小野次長。

○総務部次長（小野雄一郎） 実際にそういった要望を受けたことはないのですが、もし、ご要望があれば開示可能な範囲で、そういった各部門に開示することは可能だと考えます。

○12番（西村 潔） 議長。

○議長（谷本昌弘） 西村議員。

○12番（西村 潔） これ個人の問題じゃないんです。要望があるかないかじゃなくて、町として、研修とか学び直しをどう管理しているかということなんですね。その辺のところはどうも私は納得いかないですね。

私の個人のあれなんですけれども、私はシカゴに1年ほどいたんですね。そこで大手の損害保険会社の研修を受けました。3週間、そのときに、修了したときにあなたは研修修了証を何枚要りますかという質問を受けたんですよ。何の質問か私はそのとき、びっくりしました。後で聞いたら、修了証は自分がこういう研修を受けたということの証明になるから、人によっては1枚、2枚で済まない、3枚、4枚も発行する人いると。そういう考え方なんです。

だけれども、何か研修受けたというだけの話ですわね。本人の意識も河合町の行政の意識も薄いですよ。受けたというだけの話じゃないですか。その辺のところを、根本的な考え方がどうも違うんじゃないかと思うんですね。私ども3週間の研修アメリカで受けたんですよ。朝から晩まで研修受けました。全米からみんな集まってくる。費用も3週間全部保険会社負担でしたよ。ホテル代も食事も皆そうですね。それくらい研修に対する投資をしているわけですよ、向こうはね。向こうは転職社会ですよ。移動するんですよ、移動する人であったとしてもちゃんと投資をするわけですよ、研修の投資をしている。

その辺の認識がどうも、これから学び直し必要だと言ってますけれども、学び直しどころか通常の研修さえも管理ができてない。その人が一体どんな研修受けて、どういう能力を持っているのかということの把握しないといけませんわね。誰が把握するんですか、それは。各部長が把握するんですか。その辺のところを全体的なやっぱりそういう研修の制度そのもの、あるいは学び直しをやってないということですけども、これからしていかないと、部長さんのほうの学び直しは、どんなことが部長さんの学び直し等は必要ないんですか。教えてください。

○総務部次長（小野雄一郎） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 小野次長。

○総務部次長（小野雄一郎） まず、冒頭答弁で申しましたとおり、そういったものの必要性というのは十分に認識しておるところでございます。今後、部長、課長といった職員に対しても新たなスキルを得るための学び直しの研修というのは考えてまいりたいと考えておるところでございます。

○12番（西村 潔） 議長。

○議長（谷本昌弘） 西村議員。

○12番（西村 潔） これ非常にこれから必要になるんですね。というのは、やっぱり人、人材なんですよ。今までは人材というよりも何かそのものの投資とかあるんですけども、人の投資をしないと、特に若い人が移動するというようなことを考えたときに、やっぱりその人がその人のスキルをレベルアップすること自体が非常に重要なことだと思っていますね。

その辺のところでは日頃の研修体制ももっといいですよと、自習して研修する体制はありますか、行政の中で。例えば、私は向こうの保険会社おりましたけれども、損保会社におりましたけれども、自習するちゃんと設備もあるんです。5分でも10分でも見て自習するというのがあるんですね。そういうようなものまでやっぱり日本の行政も考えていかないと、人が一番大事なんですよ。だから、人への投資というのをもっとお金かけないといけないということなので、財政は悪いといえども、やっぱり人に定着してもらわんといかんわけですからね。

向こうの人は、移動が激しいんですね。もう極端に言いますとね、その会社で研修を受けても、翌月にもう転職しているというような話もあるわけですよ。それでも、やはり投資しているわけですよ。そういう社会であるということは、いかどうか私分かりませんが、日本も恐らくそういう形になっていくんじゃないかと思います。特に若い人は移動してしまう。せっかく教育したのに移動してしまって、研修無駄やと、やめておこうと。そういう発想はやはり考え直さなければいけないと思いますけれども、その辺については、人事を担当している次長さんはいかがですか、どうですか。

○総務部次長（小野雄一郎） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 小野次長。

○総務部次長（小野雄一郎） 若手職員の研修に関しましても、本当に重要だという認識はしております。研修を通じていろいろなことを学んでいただく機会は創出しているところがございます。また、定期的に人事異動なども行いまして、いろんな経験を積ますということも可能な限り、今、取り組んでいるところではございます。

○12番（西村 潔） 議長。

○議長（谷本昌弘） 西村議員。

○12番（西村 潔） それでは、具体的に質問しますね。例えば、職員さんが国家資格取ったとか、一定の資格を取った場合、どういうふうに処遇していますか。

○総務部次長（小野雄一郎） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 小野次長。

○総務部次長（小野雄一郎） そういった資格の保有状況というのは確認はしておるんですけども、それがすぐに処遇に反映されるといったことは、今のところ運用としてはございません。

○12番（西村 潔） 議長。

○議長（谷本昌弘） 西村議員。

○12番（西村 潔） ということは、職員さんが例えば仕事とは直接関係ないものとか、関係あるものがありますよね。今の答弁でしたら、関係があっても処遇も何もしないと、そういう考え方ですか。

○総務部次長（小野雄一郎） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 小野次長。

○総務部次長（小野雄一郎） 反映させていない、全てさせていないというわけではなくて、そういった統一的な運用の基準というのが、ちょっと今のところ存在していないという状況でございます。中にはそういったことを考慮した上で、例えば、何らかの処遇に反映させた事例もあろうかと思いますが、この場でちょっと具体的な例というのはお答えしかねる状況でございます。

○12番（西村 潔） 議長。

○議長（谷本昌弘） 西村議員。

○12番（西村 潔） 人材は非常に重要なんですね。今のお話ですと、そういうのを取ったとしてもあまり影響ないと。誰も取りませんよね。職員さんが、意欲なくなりますね。

だから、例えば、職場に直接、福祉の関係やったら社会福祉士とかケアマネの資格とか、いろいろあると思いますけれども、そういうことをやっぱり取れるように、取ったときにどういう、例えば待遇がされるかということを明確にしておかないと、職員さん自身がやっぱり勝手に個人で勉強すると意欲がなかなか出てこないわけですよね。その辺のところ、行政の場合はいろんな職種があるわけですから。だから、なんぼでも資格あると思いますね。

だから、私もいろんな資格取りました。取ったけれども、それはやっぱり自分の仕事をレベルアップするというだけじゃなくて、会社としてプラスになるわけですからね。処遇とか待遇をやっぱりきっちりと体系的に考えていく必要はあると思うんですね。ましてや、これから若い人はそういうことで移動がしやすいですけども、それがあれば、移動もしやすく

なるし、転勤とか転職する可能性はありますけれども、そういうリスクも負いながら、やっぱりやっていかないといけないと思うんですけれども、その点について所見いかがですか。

○総務部次長（小野雄一郎） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 小野次長。

○総務部次長（小野雄一郎） 確かに資格などを取得して、そういった人材が町から離れるというリスクというのは、最初議員のご質問をお聞きしたときに、あるんじゃないかというのは真っ先に思ったところなんですけれども、確かにそういった消極的な考え方だけではなくて、本当に人を育てるという観点から考えますと、職員にそういった資格取得の意欲を高めるような働きかけというのも重要であると考えておるところでございます。

○12番（西村 潔） 議長。

○議長（谷本昌弘） 西村議員。

○12番（西村 潔） それでは、ちょっと依頼しますけれども、そういう体系的な研修制度とか職員の待遇について、やっぱりきっちりと要綱とかつくってほしいと思うんですよ。そうすることで職員さんのレベルアップを図れると思うんですね。だから、その辺のところやっぱりやっていかないと、ただ研修を受けているだけのアリバイづくりになってしまうので、何のために研修を受けているかということもしっかりと分かるような形でやっぱり体系的にしてほしいと思いますね。

次に、質問変わります。

4番目の詐欺被害の防止、いろいろ数字いただきましてありがとうございます。この詐欺が増える原因いろいろあります。大変です。行政として一体何ができるかということ、限界もあると思うんですね。もちろん警察とかいろいろ防止対策、連携してやっていると思うんですけれども、私も詐欺2件ほど相談受けたことがあります。7,000万やられたとか3,500万やられたとかあるんですね。なかなか警察に届けない。これ氷山の一角だと思いますよ。

だから、その辺のことを考えたときに、やはり特に私気にしているのは、これから2つあるんです。

1つは、ここに書いてありますけれども、付け込み型の不当勧誘ですね。認知症の人たちをうまく誘うと。これはこれからも出てくると思いますね。それからもう一つは、これは認知症の方じゃないんですけれども、仕組債というのがあるんですね。ご存じないかも分かりません。私は財務やっている頃に、オプションとか先物とかよく組み合わせた専門的なそういう商品があるんですね。これをやっぱり退職金を2,000万、3,000万を使ってこれを買わせ

るというのがあるんです。これははっきりいって、プロ用の仕組債なんです。これは個人には販売してはいけないと思っているんですよね。その辺のことについて、今の行政の人たちどれくらい知識あるか教えてください。担当課長さんどうですか。仕組債ご存じですか。

○安心安全推進課長（川村大輔） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 川村課長。

○安心安全推進課長（川村大輔） 先ほどの西村議員の質問ですけれども、仕組債というのはちょっと正直存じておりません。ただ、今全国でも被害がちょっと増えているということで何が aumentando かということなんですけれども、やはり奈良県もそうなんですけれども、還付金詐欺がちょっと増えているというところがございます、先ほどおっしゃったように、高齢者の被害が多いというところで、様々な情報共有をする必要があるのかなというところで、まずは家族とか親戚とか民生児童委員とか、ケアマネジャーとか、その中で日々のコミュニティの形成が大切だと感じていますので、その辺ちょっと強化して、その仕組詐欺というのはちょっと存じていませんけれども、それも含めて対応していけたらなと思います。

以上です。

○12番（西村 潔） 議長。

○議長（谷本昌弘） 西村議員。

○12番（西村 潔） ちょっと慣れない言葉使うてごめんなさい。仕組債というのがありまして、これオプションとか先物を利用して仕組んでするものなんですね。これはなぜかというと、退職金2,000万、3,000万をこれ仕組債を買わせるんですよ。これは仕組債というのは、もう専門家です。私も財務でやっていましたけれども、なかなか難しいんです、これはね。そういうのを個人に売るといことは、これは避けないといけませんのやけれども、これは法的に規制しないとイケないと思っています。

しかし、なかなか日本の国はそこまでやってないと、検討中ということなんですね。そういうことで、こういう新たないろんな商品が出てくるわけですよ。そういうことに対して、やっぱり行政としてもその知識を持ってほしいんですね。そうしないと、次から次へと新たないろんな商品出てくるわけですよ。その辺のことがあるので、ちょっと質問させてもらいました。

実態を掌握するのは恐らく難しいと思いますけれども、やはりそういうものが出てくる。次から次と多様な商品が出てくるということがあるので、きっちりとやっぱり掌握、勉強してほしいんですね。いうことで質問させてもらいました。

次ですね、5番目にいきます。

河合町の法人住民税についての質問いたしますけれども、河合町にある法人の数いうたらどれくらいありますか。まず教えてください。

○税務課長（松本武彦） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 松本課長。

○税務課長（松本武彦） 失礼いたします。すみません。ちょっと正確な件数、現在資料持ち合わせておりません。申し訳ないです。ただ、300から450というところでの認識でございます。

以上でございます。

○12番（西村 潔） 議長。

○議長（谷本昌弘） 西村議員。

○12番（西村 潔） このうち法人税納税している数、分かりますか。

○税務課長（松本武彦） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 松本課長。

○税務課長（松本武彦） すみません。法人町民税の納税義務者数として300から450というところで把握しておるところです。

○12番（西村 潔） 議長。

○議長（谷本昌弘） 西村議員。

○12番（西村 潔） 300から450のうち、法人税を払っている法人の数を聞いています。

○税務課長（松本武彦） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） はい、松本課長。

○税務課長（松本武彦） 法人税というのは、国税ということではなく、法人町民税ということによろしいですか。件数としてすみません。ちょっと明確な数字持ち合わせなくて申し訳ないんですが、300から450というところでございます。

○12番（西村 潔） 議長。

○議長（谷本昌弘） 西村議員。

○12番（西村 潔） ということは、納税していない法人もあるわけですね。300から450が大体法人の数であって、納税をしていると。納税していない法人の数いうのはないんですか。

○税務課長（松本武彦） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 松本課長。

○税務課長（松本武彦） すみません。まず、ちょっと令和3年度になりますけれども、法人町民税におきましては、調定した法人税額は100%徴収しております。ただ、一部過去からの滞納繰越分というのはございますが、そういった現状です。あと、そもそも調定に上がってこない例えば非課税の法人というのはございますが、その数というのはちょっとすみません。把握できておりません。

○12番（西村 潔） 議長。

○議長（谷本昌弘） 西村議員。

○12番（西村 潔） それでは、法人税トップスリーの額どれくらいありますか。トップスリーですね。

○税務課長（松本武彦） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 松本課長。

○税務課長（松本武彦） すみません。まず先ほど、当初冒頭の答弁で申し上げました主要法人、一番大きいところおよそ50%半分ほど占めている法人というのがまず1件ございます。あと、大きなところで言いますと、例えばですが、昨年度撤退いたしましたイオンであったりとか、そういった部分も規模として大きな法人というところがございます。

○12番（西村 潔） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 西村議員。

○12番（西村 潔） 私、質問しているのは、納税額なんですね。トップスリーのうち、どれぐらいの法人住民税を払っているのかということが知りたい。これは開示できますか。

○税務課長（松本武彦） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 松本課長。

○税務課長（松本武彦） すみません。まず、どの法人が幾らかというところは個人情報に当たりますので開示はしかねます。

○12番（西村 潔） 議長。

○議長（谷本昌弘） 西村議員。

○12番（西村 潔） この法人を誘致する施策としては今答弁がありましてね、いろいろと企業との意見交換とかいうような形でやっておりますけれども、町長に質問しますけれども、この河合町の中にある法人のうち、例えば定期的に顔を出したりとか、話したりする。そういう訪問したりすることはありますか。

○町長（清原和人） はい。

○議長（谷本昌弘） はい、清原町長。

○町長（清原和人） 先ほど、課長も申しあげました町内で一番大きな主要なところには、今、定期的に顔を出させていただきまして、いろんな面で協力依頼とか、企業としても河合町に対して何か支援できることはないかということで、今のところは定期的に相手と調整しながら伺っています。そういう現状になっております。

○12番（西村 潔） 議長。

○議長（谷本昌弘） 西村議員。

○12番（西村 潔） 私、財務に8年所属しておりまして、民間企業の株式の売却とか購入とか担当してたんですね。実は三十数年前に株式の保有の効率化を図るために、売却リストを作成したことあるんですね。その中に、名前は言うていいかどうか分かりませんが、——さんがあったんですね。だから、私は初めて河合町にこういう企業があることを知ったんです。訪問させてもらったことあるんですね。売却の話しさせてもらいました。その後、名前が————になりましたけれども。今考えたら、売らなかったほうがよかったかなというふうに今ちょっと反省をしておりますけれども。

どうということかという、財務におった頃そうですねけれども、各担当の支店長、部長は持っている、保有している株の企業を訪問あまりしてなかったんですね。してないんです。なぜかと聞いたんですね。保険料もらっているからもうええと。そうじゃなくて、やはりその企業が成長するかしないかを見極めるためには、どうしたらいいかですよ。それはやっぱり行かないといけない。現場に行って話を聞きながら、場合によっては、社長さんとお話しできるとか、そういう将来性のある企業かどうかを確かめる。

河合町で言いますと、たくさんあるわけですね、企業がね。しかし、その中で町長とか部長さんが、どのような形で現場に行って話をされているのか分からないんですね。その辺のことについて、6人の部長さんがどれだけ話をされているのか。ちょっと教えてほしいんですけれども。

○議長（谷本昌弘） 西村議員、あと5分。

○企画部長（森嶋雅也） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 森嶋部長。

○企画部長（森嶋雅也） すみません。私のほうからお答えいたします。

今、具体的なお名前出ました————さん、こちらにつきましては、非常に重要な企業と我々も位置づけております。総代自治会長会ではございまして、総代自治会長会で

一度どういう企業かということで、視察に行かせてもらったことがございます。また、最近でも視察に行こうという話があったんですが、これはコロナで中止になってしまいました。それ以外にも、我々担当職員と————の部長と色々な機会、例えばまちづくりの在り方であったり、そういうところと一緒に協議してともに成長していこうということで、そういう機会を設けている状況でございます。

○12番（西村 潔） 議長。

○議長（谷本昌弘） 西村議員。

○12番（西村 潔） なかなか大上段に行きますからというんじゃなくて、ちょっと行ってくるとか、社長さんにお目にかかるとか、そういうふうに日頃のどういうのかな、こういう目的で行きますよとなると、構えてしまうわけですね。そうじゃなくて、やはりちらっと行って、例えば担当部長さんとか社長さんと話ができると。いろんな話ありますよね。恐らく悩んでいることとか、あるいは行政の考え方とか、そういうような雰囲気ですらやっぱり日頃から行っとかないと、なかなか本当のこと言うてくれないんですよ。

だから、まず行くということですね。要するに、そういうことをトップの町長もそうなんですけれども、部長さんもそうなんですよね。堅苦しく行きますよじゃなくて、いろんな問題あるやろうけれども、上から質問するの難しいからね。そうじゃなくて、日頃の行動の中で、そういうものをやはり皆さんははっきりいって言わないんですよ、なかなかそういうふうに向かっているよね。それを日頃からのやっぱり訪問とかでちょっと顔出して、どうやろかとかいうぐらいのやはりスタンスで河合町の法人をやっぱり町長さん、部長さんがちらっと訪問するとかいうぐらいの姿勢で私は臨んでほしいと思う。そうしないと、なかなかガード固いですから。その辺で定期訪問じゃなくてもいいですから。いつも行ったら会って挨拶するぐらいのそういう関係をやはりトップの町長、副町長、部長さんが目的を持ってやっぱり訪問してほしいとそういうふうに思っているんですけども、その辺の考え方はどうでしょうかね。

○副町長（田中敏彦） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） はい、田中副町長。

○副町長（田中敏彦） 本当に貴重なご意見だと思います。私も同感でございます。

清原町長は、就任して最初の正月だったと思います、前の町長とか、それから幹部職員に河合町内にある大企業に挨拶とかそういうようなものは行っているのかというふうなことを聞いたところ、全くここ数年はそういうことなかったということで、町長と一緒に、イオン

さんは名前ぐらい言ってもいいと思います。イオン、それから聖隷クリニック、それから大手の一部上場の企業、そういうのは社長さんにご挨拶するようになりました。

それ以後、去年50周年という契機も機会もあったので、一番最初はその一部上場の大手企業さんにご挨拶に行った。その年にこども園の開園になりました。そうしたら子供たちが遊ぶ遊具に限定してということで100万円のご寄附を頂きました。

そういうことも行政の人間ではありますけれども、優良企業との連携を図りながら、河合町をよくしていく。こういうような営業感覚、これはもう非常に大事なことだと思います。西村さんがおっしゃるとおりだと思います。それ以後、部課長会議とかそういうようなところで、今行っているようなこととお話をしました。

そして、50周年には連携を結んだ例えばニッセイ聖隷クリニック、近鉄の近畿日本鉄道、イオンシネマさん、日本郵政、ミキハウス、ヒラノテクシード、パナソニックホームズ、畿央大学、こういうような方があり、ご参加をいただきました。それ以後、部長とも顔見知りになって、例えば現場へ出たときにちょっとついでに立ち寄りましたとか、そういうようなことを習慣にするようにできるだけみんなで頑張っております。

以上でございます。

○12番（西村 潔） 議長。

○議長（谷本昌弘） 西村議員。

○12番（西村 潔） 私、何が言いたいかといいますと、私も日本株の売買とかやっていて、支店長に申し上げたのは、この企業が成長するかどうかを見極めるためにはどうしたらいいかと言うたわけです。あまり行ってないですね。保険代だけもろうとったらええと思ってるわけですね。そうじゃなくて、やはり成長の悪い企業はもう撤退する、株を売ると。成長しそうなところは株を買い増しするとか、そういうような視点でもって、営業の担当部長さん、支店長が絶えず情報を取ってもらうためには訪問してもらわんといかんと。

そういう意味で全国の支店長に私はハッパをかけて2年間で理解してもらいまして、株の売却もしました。しかし、結果的には非常に運用の効率が上がったわけですね。株の売却をして新しい株を買うとか、そういう意味があるので、行政で言いますと、やはり伸びる会社に来てもらう。河合町はこんなことやってくれたのやったら行こうかという企業も出てくるかもしれませんよね。そういう意味では、やはり現場へ足を運ぶ。これが一番重要やと思うんですよね。そのためには、部長さんの力もいるでしょうね。だから、その辺のところでもそういう戦略的なことについて、何か協議されたことございますか。

○議長（谷本昌弘） 西村議員、残り1分。

○副町長（田中敏彦） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） はい、田中副町長。

○副町長（田中敏彦） 先ほど答弁のところでも申し上げましたが、三役、部長会議、部課長会議、部長さんとかが集まる際には今西村さんがおっしゃっているような地域が元気にならな
ゃあ地域の企業も元気になることが河合町が元気になる1つの道しるべになるというような
ことは、その会議があるごとに会議の議題としてお話しをしております。

○12番（西村 潔） 議長。

○議長（谷本昌弘） 西村議員。

○12番（西村 潔） 最後になるんですけども、やはり法人住民税を上げる。これ実績あ
るわけですね。これ今説明受けた、河合町でこれだけ66.4%も10年間増加していると。こ
ういうものがよいところもあるわけですね。だから、それをさらに今後に生かしていくた
めには、どうしたらいいかということで提案を質問しているわけですので、今後やっぱり部長
さん、要になってほしいんですね。

やっぱりね。6人の部長さんで連携しながら町長を支えてほしいわけですよ。企業とい
うのは大事なことです。だからその辺をこれからもっと体系的にやってもらうためにはどう
したらいいかということ、きっちりともう部長会で協議してほしいんですね。それ期待し
ておりますので、ここで私の質問終わりますけれども、以上です。

○議長（谷本昌弘） これにて西村潔議員の質問を終結いたします。

暫時休憩します。

40分から再開します。

休憩 午後 2時28分

再開 午後 2時40分

○議長（谷本昌弘） 再開します。

◇ 梅野美智代

○議長（谷本昌弘） 9番目に、梅野美智代議員、登壇の上、質問願います。

○3番（梅野美智代） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 梅野議員。

（3番 梅野美智代 登壇）

○3番（梅野美智代） 皆さん、こんにちは。

議席番号3番、梅野美智代です。

通告書に基づき、大きく4点質問いたします。

1点目、中学校の運動部活動の地域移行について。

公立中学校の休日の運動部活動が地域のスポーツクラブなどに段階的に移行されることになりました。運動部の地域移行は、スポーツ庁の有識者会議が目指す改革の内容や方向性を提言しました。休日の運動部の活動は教師だけではなく、地域のスポーツクラブなどで指導する。その際、複数の中学校から集まっていいことにするなどです。

まず、公立中学校の休日の運動部活動を段階的に移行するとして、受皿には地域の総合スポーツクラブやスポーツ少年団、民間企業や保護者会などを想定しています。来年度から3年間を改革集中期間として全国の具体的な計画の策定や実施を進めます。平日は地域の実績や進捗状況に応じて次のステップと位置づけています。

なぜ、部活動を改革するのか。大きな理由は2つあります。1つは少子化です。もう一つの理由は、教師の長時間労働です。これらの問題は部活動を地域に移行すれば解決できるのでしょうか。課題が山積みです。

そこで質問いたします。

スポーツ庁で、中学校の運動部活動の地域移行を検討してきた有識者会議では、令和5年度から7年度を改革集中期間と位置づけられたが、本町では何か準備をされていますか。

2点目は、職員採用募集についてです。

1、過去3年間の応募者数は何人ですか。一般事務職を教えてください。

2、他の自治体より応募者が大幅に少ないようですが、試験制度の検証は行われていますか。

3、SPI等、ウェブテストの導入は考えていないのですか。

3点目に、新型コロナウイルス感染症に関する相談窓口について。

新型コロナウイルスに感染した場合、障害をお持ちの方への対応はどのような工夫をされ

ていますか。

最後に、4点目、誰一人取り残されない防災への取組について。

避難行動要支援者名簿の作成目的は、避難の支援、安否の確認、その他の避難行動、要支援者の生命または身体を災害から保護するために必要な措置を実施するための基礎とすることであるが、個別避難計画の作成は、市町村の努力義務とされています。

本町では進められていますか。また、個別支援計画の策定の進捗状況をお聞かせください。

以上、再質問は自席にて行います。

○教育総務課長（中尾勝人） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） はい、中尾課長。

○教育総務課長（中尾勝人） 私のほうから中学校の運動部活動の地域移行についてお答えをさせていただきます。

運動部活動の意義といたしましては、生徒のスポーツに親しむ機会の確保、自主的、主体的な参加による活動を通じ、責任感、連帯感を涵養、自主性の育成にも寄与、人間関係の構築、自己肯定感の向上、問題行動の抑制、信頼感、一体感の醸成となっております。

運動部活動の地域移行を目指す姿といたしましては、少子化の中でも将来にわたり子供たちがスポーツに継続して親しむことができる機会の確保、学校の働き方改革を推進し、学校教育の質の向上などがございます。まずは、休日の運動部活動から段階的に地域移行していくことを基本とし、地域のスポーツ団体等と学校との連携、協働の推進が必要となります。

地域移行の課題といたしましては、受皿となる団体の確保、指導者の確保、報酬の問題などの課題が山積しております。国から示されました提言では、目標時期が示されておりますが、統一的な手法の提示はなく、各自治体の実態に応じた対応が求められているところでございます。

本町といたしましては、現時点において中学校の管理職との協議、中学校全教職員に対しアンケートを実施するなど、まずは町内の現状、実態の把握に着手し、その結果を基に今後の対応について取り組んでいきます。

以上でございます。

○総務部次長（小野雄一郎） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 小野次長。

○総務部次長（小野雄一郎） それでは、私からは2点目にご質問いただきました職員採用募集についてお答えいたします。

過去3年間の本町職員採用試験への応募者数でございますが、令和元年度53名、そのうち一般事務職は38名、令和2年度56名、そのうち一般事務職は27名、令和3年度26名、そのうち一般事務職は17名であり、なお、本年度は38名でそれら全てが一般事務職への応募となっております。他の自治体と比較いたしまして、応募人数が少ないのではないかとご指摘でございますが、近隣自治体の状況を調査いたしましたところ、確かにそのような状況にあります。

この理由の1つとして考えておりますのが、教養試験を委託している業者が定める統一の試験日に合わせて実施していることにより、同じ試験問題を使用する他の自治体の採用試験と重複して受験者が応募できない、このことが考えられております。しかし、このことは本町での勤務を真に希望する応募者が受験しているとも言えると考えておるところでございます。

S P I 試験につきましては、能力検査と性格検査で構成される総合的な適性検査であり、近年多くの自治体職員採用試験において導入され、北葛城郡内でも上牧町と広陵町で実施されておるところでございます。

本町では、今のところ導入しておりませんが、適性検査に関しましては、第一次試験で実施し、その後の面接試験などで活用している例がございます。今後、S P I 試験を既に導入している自治体の活用状況などを参考に、次年度以降の採用試験内容を決定してまいりたいと考えております。

以上となります。

○福祉部次長（小山寿子） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 小山次長。

○福祉部次長（小山寿子） 私のほうからは、3番の新型コロナウイルスに関する相談窓口についてお答えさせていただきます。

障害のある方には、新型コロナウイルス感染症の拡大によって日常生活の様々な場面で、今までと少しでも違うことで不自由さに直面されていることと思っております。聴覚に障害のある方をはじめ、電話でのご相談が難しい方は、国におきましては、厚生労働省で対応時間等は平日、土日、祝日9時から21時、県におきましては、県庁で対応時間は平日、土日、祝日8時半から5時15分、中和保健所では、平日のみで8時半から5時15分でファクスでの相談に応じられ、その様式は国、県、河合町のホームページにリンクされております。役所の障害の窓口でも感染する以前からの情報提供や状況に応じたサポートを紹介しております。

以上です。

○安心安全推進課長（川村大輔） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 川村課長。

○安心安全推進課長（川村大輔） 私からは避難行動要支援者名簿の作成状況、個別支援計画、個別避難計画の進捗状況についてお答えします。

避難行動要支援者名簿につきましては、調製済みで安心安全推進課で保管しています。災害時には、総代自治会長、自主防災会、消防団、民生児童委員等の関係部署と連携協力し、住民の皆様の生命と財産を守りたいと考えております。今後は、平時でも支援者となる関係部署に情報共有していただけるように進めてまいりたいと考えております。

また、個別支援計画や避難計画につきましても、並行して進めてまいります。新しい動きとして、被災者支援システムの導入を予定しております。これにより様々な情報を一元管理することができ、また、その更新も容易になることから迅速な対応が期待できます。

以上です。

○3番（梅野美智代） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 梅野議員。

○3番（梅野美智代） それでは、1点目の中学校の運動部活動の地域移行について再質問いたします。

地域移行の課題が山積しているとのことですが、具体的に受皿の整備について、どのよう
にお考えですか。

○教育総務課長（中尾勝人） 議長。

○議長（谷本昌弘） 中尾課長。

○教育総務課長（中尾勝人） 地域の受皿の整備ということで、具体的には休日の部活動の受皿となる地域団体が不足しておりまして、短期的に確保することが困難な状況でございます。スポーツ少年団、もしくは総合型地域スポーツクラブも限界があるのかなというふうに考えております。地域のスポーツ団体につきましても、指導者の確保が難しいといったことも聞き入れておりますので、受皿の整備につきましては、非常にちょっと課題が山積しているかなというところでございます。

以上でございます。

○3番（梅野美智代） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 梅野議員。

○3番（梅野美智代） それでは、指導者の確保と予算についての課題を述べてください。

○教育総務課長（中尾勝人） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 中尾課長。

○教育総務課長（中尾勝人） まず、指導者の確保についてでございます。

中学生の発達段階に対応した技術力、生徒指導力を有する外部人材の確保、こういったものが非常に難しいかというふうに考えております。また、生徒の多様なスポーツ、文化活動の機会を確保するため、様々な部が今現在、存在しております。

河合町の各中学校におきましても、種目、内容はちょっと2つの中学校で異なるところもございますが、運動部は6種目、文化部につきましては、3種目を行っているところでございます。野球、陸上、卓球、ソフトテニスにつきましては、両校ともございますが、異なる部もございますので、外部の人材の確保の調整、こういったところが困難になるかというふうに考えております。

次に、予算の課題についてでございます。

外部人材の人件費や休日部活動の運営に要する管理費等の継続的な予算確保、そういったものが課題という形になっております。受益者負担ということにつきましては、部活動が学校教育の一環として、長年公費負担により公費、公的に保障されてきた中で、今後の部活動の意義やあるべき姿、公費負担となる平日部活動との関係、休日部活動に移行した部のみが受益者負担の対象になるということも、地域団体ごとに参加費に差が出るということも、不公平感を感じることも起こり得ると思っております。

また、経済的に困窮する生徒への支援など、こういった理解が得られるかどうかの大きな課題があるというふうに感じております。

以上でございます。

○3番（梅野美智代） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 梅野議員。

○3番（梅野美智代） 以前、部活動の合同チームについて質問した際に、チームを組織する上で部員数が不足している学校が基本で、満ちている学校同士はできないとの回答でしたが、地域移行することによって変更になる点を教えてください。

○教育総務課長（中尾勝人） 議長。

○議長（谷本昌弘） 中尾課長。

○教育総務課長（中尾勝人） 部活動の合同チームについてでございます。今議員がおっしゃ

っていただいたような形で奈良県中学校体育連盟、こちらが統括する事案という形にはなるんですけれども、以前は議員おっしゃっていただいた状況でした。しかし、このような縛りがなくなり、今回の地域移行に向けての取組の中で、河合町チームとして組織ができるということで、県の担当者にも確認を取っているところでございます。また、河合町のみならず、郡単位でもチームを組織することが可能だということも聞いておりますので、しっかりと近隣町とも連携を図りながら検討していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○3番（梅野美智代） はい。

○議長（谷本昌弘） 梅野議員。

○3番（梅野美智代） それでは、中学校の全職員に対してのアンケートの内容についてご答弁願います。

○教育総務課長（中尾勝人） 議長。

○議長（谷本昌弘） 中尾課長。

○教育総務課長（中尾勝人） 中学校の全職員につきましてアンケートを取らせていただきました。時期的には6月の中旬頃に中学校の先生33名の回答をいただいたところでございます。質問につきましては、10問ほど実施をさせていただきましたが、ちょっと抜粋してご説明をさせていただきます。

まず、休日の部活動の移行についてご質問させていただきました。「反対」が15%、「今のところ何も言えない」というのが42%、「賛成」が43%という回答がございました。休日の部活動が負担に思われますかとのご質問につきましては、「そう思う」が39%、「とてもそう思う」が43%、全体の82%の職員が部活動を負担に感じているというふうなこととなります。

休日に部活動が地域に移行し、地域から指導要請があった場合、参加していただけますかとのご質問に対しては、全体の6%の職員のみが「参加したい」というふうな結果となりました。部活動外改革につきまして、ほかにも自由な意見を求めたところ、「平日も切り離さないと負担軽減にはならない」「平日も移行してほしい」といった休日のみならず、平日の部活動の移行も求められたところでございます。

以上でございます。

○3番（梅野美智代） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 梅野議員。

○3番（梅野美智代） ある調査の結果で、中学の部活動には技能の向上が目的の生徒だけでなく、友達とおしゃべりを楽しみにしている生徒の居場所としての意義があり、こうした生徒たちの行き場が失われることがあってはならないとしています。子供たちの居場所としての役割も含め、どのようにして十分な活動を保障するかという方向でも考えていくことが求められていく中で、学校現場が考えて実行できる部分もあると思います。今後、生徒たちにもアンケートの実施をされる予定はありますか。

○教育総務課長（中尾勝人） 議長。

○議長（谷本昌弘） 中尾課長。

○教育総務課長（中尾勝人） 生徒たちへのアンケートにつきましては、内容につきましては、今決定はしておりませんが、中学校の生徒のみならず、小学校の児童もこれから中学校に上がっていくというところもございますので、そういったところも含めてアンケートの実施を行っていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○3番（梅野美智代） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 梅野議員。

○3番（梅野美智代） 最後に、25年度末までの改革集中期間の今後の町としての取組を教育長のほうからお答えしていただけますか。

○教育長（清原正泰） 議長。

○議長（谷本昌弘） 清原教育長。

○教育長（清原正泰） 今、課長が答えた中身は、特に梅野議員おっしゃった働き方改革というのが、もう一番のひとつの大きな要因であります。平成6年に週休2日制になりまして、以後、全国の部活動の在り方ということに関しては、土日は当然休みになりますんで、様々なそれぞれの地域で、実際これ部活動を土日もやってええんかという実はそんな疑問も出てまいりました。しかし、文科省のいわゆる指導要領の中に、教育課程の1つとして取り扱えということは、平成29年度にも掲げられているような状況があります。

ところが、この数年、特に日々の先生方の勤務時間、例えば月80時間超えるともう過労死やでというふうなそんなところから、この部活動の在り方について検討しなさいというふうなことで、もうスポーツ庁のほうでそのように下りてきたわけですが、ただ、2025年となりますと、本当にあと3年ということで、今1つの考えですけれども、来年4月に今の6年生が入学してまいります。その子供、生徒たちが3年生になったときに、今の小学校5年生、

4年生、この子供たちが1年生、3年生になるわけですがけれども、その子供たちにできたら、できたらじゃなくてもう地域移行を進めていくと。そのためには、来年の4月には、ある程度このようになりますよという周知を図っていくことが大事であります。

問題なのは、どこから始めるんやということですがけれども、少なくとも月曜日から金曜日は当然学校の部活動、土日は地域ということで、もう完全に学校と地域と切り離してしまうというこのことをまず進めないで前へ進んでいかないというふうなことで、たださっき課長申しましたように、指導者がそれだけ集まるんかという部分がございます。

また、生涯スポーツとしての位置づけ、例えば、音楽クラブがあって、小学校からあるいはお年寄りまでのそういう生涯文化的なそういうクラブをまず設置をしなくてはならない。何年かかけて。そうしたら子供によっては、そういう楽しみながら行きたいという子供さんも当然出てくるだろうし、かといってその反面、いやアスリート型で将来やっぱりオリンピック目指すんやという、そういう子供も当然中には出てまいりますんで、そのすみ分けをまた考えなくてはなりません。

ただ、河合町小さい町ですので、そうしたら河合町だけでできるか。とてもやないですけども、厳しい状況にあります。そのために、北葛4町がありますので、この前もうそういう話を4つの教育長の中で提案もしながら、例えば野球やったら上牧町でやりますよと。あるいはその吹奏楽やったら王寺町がやりますよというふうなところで、土日に関しては、それぞれが分散をしてそこで受け入れてと。

しかし、今度起こってきますのは、受け入れるときのその指導者の報酬であったり、また子供の保険であったり、いろんなことが想定されます。もう現にされているところは、全国にたくさんあります、そういういわゆる地域でやっているという。それはやっぱり会費を集められて、その中から報酬を出すという。例えば、先生がそうしたら土日参加したらあかんのかとなると、これは兼務辞令で行くことは可能になります。

ただ、報酬を頂くとかこうなると、また難しい問題も起こってきますんで、それは今、全国、県とも協議をしているところですので、まず、地域移行ということで学校と地域と切り離すというところで、かつ来年の4月以降、このように進めますということを保護者含めて周知をしていきたい。

今のところ、そういうことですので、全く動いてないわけではなくて、10月終わり11月には若干先進地の視察も行かせていただいて、そこの地域のいろんなところをちょっと勉強してきたいなど、このように思っています。また、いろいろお知恵をお借りしたいとこのよう

に思いますので、よろしく申し上げます。

以上です。

○3番（梅野美智代） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 梅野議員。

○3番（梅野美智代） ありがとうございます。大変よく分かるご説明ありがとうございます。また、これからもそのように進めていただきたいと思います。

2点目の職員採用募集について再質問いたします。

近隣の町役場、例えば同じ北葛城郡の上牧町、広陵町、王寺町では、100名程度の応募があるにもかかわらず、本町では令和元年以降も30名程度にとどまっていることは大きな問題であると考えます。

先ほどのご答弁にもあったように、SPI試験でなく本町独自の試験を行うことで、真に本町を希望する者のみが受験するというメリットはありますが、実際、昨年度のように、6名の応募を行ったところ、17名の応募しかないような状況では、幾ら本町を強く希望するものではあるといえ、採用する側としてもあまりにも人材の幅が狭いように感じます。

SPI試験を導入するメリットとしては、全国各地に設置されている会場で、指定期間内であれば、都合の合う日に予約して受けることができるため、遠方にいる方も受験しやすい。また、民間企業で多く使用されている試験であるため、試験の両立が可能になり、民間企業へ流れる人材を確保することができるなど、応募のハードルを下げることも可能になることが上げられます。

実際に、上牧町では、令和3年度よりテストセンター方式での試験が導入されたことにより、令和2年度の独自試験と比較すると、応募者数が2倍程度増えています。応募者数が増えることが一概によいというわけではありませんが、門戸を開き、多くの方に河合町に興味を持ってもらい、受験していただくことで今後の河合町を担っていく、よりよい人材の確保につながると考えます。

また、試験方法以外にも採用試験の時期なども見直す必要があると考えます。奈良市や生駒市などでは、4月当初に周りの市町村よりも早く募集、試験を開始しており、他の市町村へ人材が流れてしまう前に確保しようというような狙いが見られます。試験制度の見直しと併せて試験の時期についても、検討の余地があると思います。

最後に、試験の周知方法についてですが、河合町では、町の広報紙に小さく掲載されているのみで、ほかの市町村のように、SNS等での発信やポスター掲示なども見られないよう

に思います。町内のみならず、少しでも多くの方の目に採用情報が触れるように工夫する必要があると思いますが、どのようにお考えですか。

○総務部次長（小野雄一郎） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 小野次長。

○総務部次長（小野雄一郎） 職員採用試験の周知の方法につきましては、本町におきましては、広報紙に記事を掲載する方法、庁舎窓口での案内、ホームページに記事の掲載、そして、公務員の試験情報センターへの掲載、そしてハローワークへの依頼などの方法により実施しておるところではございますが、ご指摘いただきましたSNSの活用であるとか、ポスターの掲示などは実施していない状況になっております。

全国的に採用試験の申込者が減少する傾向がある中におきまして、本町の職員採用試験を少しでも多くの方に知っていただく。そして本町で本町のために勤務するということを目指す方に多く受験していただくということは、優秀な人材を確保するという観点からも重要な課題と捉えておるところではございます。

このことから、これまで実施してきた内容を見直しまして、新しい取組についても検討を進めてまいりたいと考えておるところでございます。

○3番（梅野美智代） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 梅野議員。

○3番（梅野美智代） ポスターを使って掲示してあらゆる人の目につくように工夫したり、広報紙でも他市町は紙面一面を使い新規採用職員を載せたり、町のアピールをしたり、表紙を採用試験募集で飾っているところもあり、採用に力を入れているように見受けられます。他市町はその成果の表れだと思います。いかに目につくようにするか。この町で働きたいと思ってもらえるような工夫が必要だと思います。

いま一度、試験制度についての見直しを図り来年度以降、少しでも多くの方が河合町に興味を持って応募していただき、今以上に本町の未来を担うにふさわしい人材が確保できるよう努めてもらえたらと思います。

3番目に、新型コロナウイルス感染症に関する相談窓口について再質問いたします。

日頃からコロナ対策への取組にご尽力をいただき、ありがとうございます。いろいろな支援をホームページに掲載しているとのことですが、なかなか伝わっていないのが現状で、先日、休日にコロナに感染された聴覚障害の方からメールがあり、保健所からの連絡が来ても電話で対応できない、助けてくださいと相談がありました。休日のため、役場にも相談でき

ないとのことで、代わりに保健所に電話をしてファクスとメールで対応していただけるようお願いをしました。

そこで、どういった支援があるのか私自身も調べたところ、広域消防組合のホームページからN e t 119緊急通報システム事業というのがありました。聞くことや話すことが不自由な方のための新しい緊急通報システムです。

N e t 119緊急システムは、音声による緊急通報が困難の方のためのサービスです。耳が不自由な方だけではなく、話すことが不自由な方々を対象としています。聴覚や発話障害等により音声での通報が困難な方が救急車や消防車を呼びたいとき、スマートフォンや携帯電話を使って消防へ通報するためのサービスです。通報時は今いる場所の位置情報が消防へ送られるので、消防はその方の居場所を特定しやすくなります。このようなサービスはご存じですか。

○福祉部次長（小山寿子） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） はい、小山次長。

○福祉部次長（小山寿子） N e t 119サービスのシステムがあることは福祉部としては存じ上げておりました。聾協会のほうから対象者の方にシステムの案内は行っていると聞いておりました。

○3番（梅野美智代） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 梅野議員。

○3番（梅野美智代） 聾協会の方から対象者にはシステムの案内は行っているとのことですが、登録手順が複雑であるため、自身での登録が難しいと聞いております。そのため消防署は、市町村や聴覚障害者協会等と協力し、登録講習会を行っているそうです。

実際に王寺町では、住民の方へシステムの周知を積極的に行い、消防署に依頼をして希望者を対象に登録講習会を実施し、登録者が増えています。ほかにも葛城市や大和郡山市など、県内でも多くの市町村が積極的に消防署と連携を図り、今年度は天理市でも予定されており、システムの周知や希望者への登録支援に努めておられています。もちろんシステムを使用することなく健康に過ごすことができるのが一番ですが、いつ何どき何が起こるかは分かりません。障害をお持ちの方にとって、このようなシステムに登録しているということが、とても大きな安心につながると考えています。

河合町でも積極的なシステムの周知や消防署と連携しての登録講習会を行ってはどうか。

○福祉部次長（小山寿子） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 小山次長。

○福祉部次長（小山寿子） 今後、担当課とNet 119についての周知方法等について精査し、該当者の方の手話通訳等を通じての意見も聞きながら、どの障害をお持ちの住民の方にも不安を和らげる努力をしてみたいと思います。

以上です。

○3番（梅野美智代） はい。

○議長（谷本昌弘） 梅野議員。

○3番（梅野美智代） 手段は1つでも多いほうが安心につながります。そういった情報を窓口でも案内して広報してください。また、アプリの登録案内はすぐにでもできることなので、早急に進めてください。よろしくお願いします。

最後に、誰一人取り残さない防災への取組について再質問いたします。

被災者支援システムの導入を予定しているとのことですが、具体的にどのようなシステムなのかご説明ください。

○安心安全推進課長（川村大輔） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 川村課長。

○安心安全推進課長（川村大輔） システムの具体的な内容ということですがけれども、住民基本台帳をベースにシステムを構築するため、情報を素早く入手することができ、平時の際、避難行動要支援者名簿や個別支援避難計画の入力や管理更新作業が容易になります。また、発災時の名簿の提供や避難所、避難者の管理もでき迅速、的確な援護実施が可能なシステムとなっております。

以上です。

○3番（梅野美智代） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 梅野議員。

○3番（梅野美智代） それでは、昨年提案させていただきました災害時援護用バンダナとベストの準備はできていますか。

○安心安全推進課長（川村大輔） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 川村課長。

○安心安全推進課長（川村大輔） バンダナとベストの準備はできていますかということなんですけれども、これは避難所開設後に聴覚障害の方に着用していただくことで周囲の人が配

慮できたり、手話ができる方が着用していただくことで、聴覚障害の方のコミュニケーションの支援、またベストについては災害時の役割を共有することができて、どちらも有効なものだと考えております。ですので、来年度に購入を考えております。

以上です。

○3番（梅野美智代） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 梅野議員。

○3番（梅野美智代） 昨年もそのような回答をいただきましたが、1年以上たった今、まだ購入されていないのは非常に残念なことです。実際に災害が起きたとき、長期にわたり避難所を使用することになった場合、障害をお持ちの方が周囲に助けを求めたり、周りの方が手を貸したりと、相互の意思疎通をやすくするためにも災害時援護用バンダナとベストの早急な対応をお願いします。避難訓練のときにも活用していただきたいです。

昨年もお見せしましたが、バンダナの四隅のそれぞれに4通りの言葉を書いていただき、例えば、耳が聞こえません、体が不自由です、支援が必要です、手話ができますといろいろな種類があります。必要な面を出して肩からバンダナをつけてもらうことにより、周囲の人が配慮できるようになります。避難所で耳が聞こえない方や目の不自由な方に配布し、着用していただくことで、周囲の人が配慮できるようにすることができます。手話ができる方に配布して着用していただくことで、聴覚障害の方とコミュニケーション支援をしていただくことができます。

ベストについては、避難所でのベストの色枠内に役割を書いて、その人が何の担当なのかを一目で認識することができます。以前お渡ししている分は、ビニールの本当にお金のかからないものをお渡ししているんですけども、それ、そこに色分けや役割を書いて何の担当なのかを一目で認識することができるものです。今回はちょっとこちらのほうをお借りしましたが、医療関係の際にも声をかけるべき人がはっきりと分かり、救助活動がスムーズに行われていると言われております。

災害が起こってから慌てなくてもよいように、早急に準備していただきたいです。実際に身体や知的、精神などに障害がある人に防災アンケートを始められた地域があります。そこで浮かび上がったのは、災害に対する諦めでした。避難所には行かない、死ぬしかない。避難所に行っても誰に声をかけてよいか分からない等の不安があるからです。その不安を少しでも取り除けるよう、できる準備は早急をお願いします。

先日、自治会の自治防災会より防災気象講演会の研修に行きました。そのときにお話しさ

れたのが災害が起きてからの反省点は、ここで災害は起きないと思っていたと災害に備えていなかったということでした。自助・共助・公助による助け、災害に強い地域をつくる。互いに地域社会が助け合えるように日頃からの取組、備えが大切です。もちろん自治会としても取り組んでいます。

行政としても誰一人取り残さない防災への取組について、いま一度考えていただきたいと強く願います。

以上、私からの質問を終わります。

○議長（谷本昌弘） これにて梅野美智代議員の質問を終結いたします。

暫時休憩します。

3時35分から再開します。

休憩 午後 3時23分

再開 午後 3時35分

○議長（谷本昌弘） 再開します。

◇ 大 西 孝 幸

○議長（谷本昌弘） それに先立ちまして、先ほどの質疑の中で個人の企業名が出ておりました。削除いたしますので、ご了解のほどお願いしておきます。よろしいですか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（谷本昌弘） お願いしておきます。

それでは、10番目に、大西孝幸議員、登壇の上、質問願います。

○9番（大西孝幸） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 大西議員。

（9番 大西孝幸 登壇）

○9番（大西孝幸） 議席番号9番、大西孝幸が通告書に基づき質問いたします。

内水対策事業に伴う自治会への説明後の対応について。

この事業については、去る6月26日市場集会所、7月2日城古集会所、7月23日長楽集会所で、それぞれ自治会の役員の方、水利組合の方が参加され、事業説明を聞かれた後、ぜひ進めていただきたいという各自治会とも同じ意見が出ておりました。その中で長楽自治会の方から不毛田川の未改修部分について指摘がありました。

このことを踏まえ質問します。

この事業が、より効果的な事業となるよう不毛田川の改修は必須であると考えますが、このことについて回答をお願いします。

再質問は自席にて行いたいと思います。

以上です。

○まちづくり推進課長（杵本幸史） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 杵本課長。

○まちづくり推進課長（杵本幸史） では、私のほうから内水対策事業に伴う自治会への説明後の対応について答弁させていただきます。

本町が実施する調整池のための対策、奈良県が実施する河川改修の流す対策を併せて実施することで、各施設の機能が十分に発揮され、不毛田川流域における総合的な治水がより一層図られると考えております。不毛田川の未改修区間につきましては、奈良県にて既に事業化されており、用地取得に向けて用地調査等が進められていると聞いております。

以上でございます。

○9番（大西孝幸） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 大西議員。

○9番（大西孝幸） それでは、再質問させていただきます。

長楽地区、城古地区、市場地区を流れる不毛田川については、それぞれ過去に河川改修や川底の堆積の土砂などの清掃が行われています。詳細な経緯は分かりませんが、過去に何度も不毛田川の越水による家屋の浸水や農作物に被害が及ぶということも改修された要因の1つであると推察します。

近年、29年10月ですかね、一番避難指示が出たという想定を上回る被害と申しますか、雨量で長楽地区が陸の孤島のような状況になりました。そういうこともありましたので、前回、私の一般質問の回答で広瀬神社側をかさ上げすると、高田土木に要請していますとの回答でしたが、この近年、異常気象による想定外の雨量であるという状況から、総合的な観点から内水対策事業がより効果的な事業であるためにも、長楽地区から城古地区、市場地区の不毛

田川の全体的なかさ上げは必要と考えますが、この件についてちょっと回答をお願いします。

○まちづくり推進課長（杵本幸史） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 杵本課長。

○まちづくり推進課長（杵本幸史） 河川の水が滞ることなく下流へ流れること。また、河川から溢水しないことが基本であり、重要であると考えております。河川管理者である奈良県には、河川の早期整備と適切な維持管理を一層働きかけてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○9番（大西孝幸） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 大西議員。

○9番（大西孝幸） 分かりました。県、高田土木のほうですけれども、お願いといいますかね、そういう状況になれば、私も土木と一緒にいかしてもらいます。

それと、もう最後に、ちょっと経過と想いを述べさせていただきます。

7月27日に地権者の方に事業の説明会が行われました。参加された18名のうち1名の方が異議を持たれていましたが、その方以外の方は、来られた方17名ですね、賛同されていたので、地権者の方全員に賛同いただけるよう丁寧な説明を今後していただいて、スムーズにこの事業が進むことを、私としては願います。

そういうことで、私の質問をこれにて終わります。

以上です。

○議長（谷本昌弘） これにて大西孝幸議員の質問を終結いたします。

◎散会の宣告

○議長（谷本昌弘） 本日の質問、全て終了いたしました。

本日はこれにて散会したいと思います。異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（谷本昌弘） なしと認めます。

よって、本日はこれをもって散会いたします。

散会 午後 3時45分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 谷 本 昌 弘

署 名 議 員 佐 藤 利 治

署 名 議 員 中 山 義 英